

4-1 協定一覧

(防災課／平成30年12月1日現在)

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	H23. 7. 1	現地調査情報員の派遣による情報交換	防災課
4-3	高度情報ネットワークの整備に伴う協定	愛知県	H14. 12. 1	県防災行政用無線の端末機関の運用及び管理	防災課
4-4	三遠南信災害時相互応援協定書	三遠南信 26 市町村	H26. 11. 1	職員の派遣、必要な資機材及び物資の提供又は貸与、被災者の一時受入れ	防災課
4-5	大規模災害時の相互応援に関する協定	全国 16 市	H19. 4. 2	職員の派遣、必要な資機材及び物資の提供	防災課
4-6	愛知県内広域消防相互応援協定書	県内 24 消防本部	H15. 4. 1	消防・救急業務における協力	消防本部
4-7	愛知県防災ヘリコプター支援協定	愛知県	H19. 8. 1	県が所有する防災ヘリコプターの応援	消防本部
4-8	浜松市・蒲郡市航空消防応援協定	浜松市	H22. 6. 29	消防・救急業務における協力	消防本部
4-9	災害時における葬祭業務の協力に関する協定書	愛知県葬祭業協同組合	H24. 6. 4	棺及び用品等の供給、遺体の納棺及び安置場所の設置、火葬するまでの業務	環境清掃課
4-10	災害時における遺体搬送の協力に関する協定書	(一社)全国霊柩自動車協会	H24. 6. 4	霊柩自動車による遺体搬送	環境清掃課
4-11	三河海上保安署と蒲郡市との業務協定	三河海上保安署	H23. 11. 7	三河港及び蒲郡市域海水面における消防業務の協力	消防本部
4-12	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	中部 9 県 1 市	H20. 2. 7	応急給水活動、応急復旧活動、応急用資機材の提供、工事業者の斡旋	水道課
4-13	水道施設の災害に伴う応援協定書	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	H29. 12. 29	広報、電話応対、応急給水	水道課
4-14	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部会員等	H16. 7. 30	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	水道課
4-15	災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書	蒲郡市指定水道工事店協同組合	H10. 4. 1	応急復旧工事、漏水調査、必要な資材の提供	水道課
4-16	災害時における家屋被害状況調査に関する協定書	愛知県土地家屋調査士会	H25. 5. 8	家屋の被害調査の協力	税務課
4-17	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23. 12. 13	被災状況の調査、筆界点情報の収集・復元、相談所の開設、災害予防対策の策定	土木港湾課
4-18	災害時における公共土木・建築施設等の応急対策の協力に関する協定書	蒲郡土木協会 蒲郡建設業協同組合 蒲郡土木建設業協同組合	H17. 4. 1	応急復旧工事、応急復旧工事に必要な資材の提供	土木港湾課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-19	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県等	H26. 1. 1	一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関する応援	環境清掃課
4-20	災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	H25. 3. 29	被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣	防災課
4-21	災害時相互応援協定	宮城県川崎町 ----- 岐阜県高山市	H25. 4. 26 ----- H24. 2. 13	必要な資器材及び物資の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、児童生徒の受入れ、住宅の斡旋	防災課
4-22	災害時の情報発信に関する応援協定書	沖縄県浦添市	H23. 8. 1	被害状況等のウェブサイトによる代行発信	秘書広報課
4-23	蒲郡市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦瓦斯(株)	H8. 2. 9	災害防止活動、災害防御活動	消防本部
4-24	防災情報の共有に関する協定書	(独)水資源機構 豊川用水総合事業部	H28. 3. 3	防災情報及び豊川用水の管理情報の共有	農林水産課
4-25	災害時の医療救護に関する協定書	(一社)蒲郡市医師会	H27. 3. 23	医療救護	健康推進課
4-26	災害時の歯科医療救護に関する協定書	蒲郡市歯科医師会	H27. 3. 23	歯科医療救護	健康推進課
4-27	災害時の医療救護活動に関する協定書	蒲郡市薬剤師会	H27. 3. 23	医療救護	健康推進課
4-28	災害時における施設の利用に関する協定書	(学)電波学園愛知工科大学、 (学)電波学園愛知工科大学自動車短期大学	H24. 8. 1	避難施設及び避難広場としての施設利用	防災課
4-29	大規模災害時における帰宅困難者等の受入及び高潮災害時の一時避難に関する協定書	蒲郡信用金庫	H28. 8. 24	所有施設の使用協力	防災課
4-30	災害時における避難所開設に関する協定書	愛知県立蒲郡東高等学校 ----- 愛知県立蒲郡高等学校	H17. 3. 22	体育館及びグラウンドの避難所としての使用	防災課
4-31	福祉避難所の指定に関する協定書	(福)不二福祉事業会 ----- (医)北辰会 ----- (有)アットホーム ----- (医)幸会 ----- (福)和敬会	H20. 12. 10 ----- H24. 3. 1 ----- H23. 4. 1 ----- H24. 3. 1 ----- H27. 3. 1	災害時要援護者が避難を必要とする場合の避難施設の使用協力	長寿課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
		(福)くすの木 福祉事業会	H21. 9. 1		福祉課
		(福)はばたき	H26. 3. 13		
4-32	災害時における緊急 消防援助隊活動拠点 の提供に関する協定 書	トヨタ自動車 (株)	H30. 3. 30	緊急消防援助隊活動拠点の 提供	消防本部
4-33	災害発生時における 災害復旧活動場所の 使用及び情報連絡に 関する協定	中部電力(株)岡 崎営業所	H30. 4. 3	災害復旧活動場所の使用及 び情報連絡	防災課
4-34	災害時における施設 の使用に関する協定	蒲郡市農業協同 組合	H30. 6. 11	防災活動拠点の代替施設提 供	防災課
4-35	蒲郡市災害ボランテ ィアセンターの開設 及び運営に関する協 定書	(福)蒲郡市社会 福祉協議会	H30. 9. 5	災害ボランティアセンター の開設及び運営	防災課
4-36	災害時における物品 調達等の協定書	(株)大国屋	H8. 11. 18	即席麺類等の供給	観光商工課
		蒲郡ガス(株)		L P ガス等の供給	
		(株)オーベン		パン・即席麺類等の供給	
		蒲郡市農業協同 組合		パン・即席麺類等の供給	
		蒲郡石油業協同 組合	H8. 12. 11	L P ガス等の供給	
		ミシマパン(株)		パンの供給	
		蒲郡市漁業振興 協議会	鮮魚等の供給		
		(株)カインズ	H24. 4. 16	日用品等の供給	
NPO 法人コメリ 災害対策センタ ー	H29. 7. 25	作業関係、日用品、水関係、 冷暖房機器、電気用品、トイレ 関係等の供給			
4-37	災害時における液化 石油ガス等の優先供 給に関する協定書	愛知県L P ガス 協会東三河支部	H28. 9. 26	液化石油ガス及び燃焼器具 の優先供給	防災課
4-38	災害時における生活 物資の供給協力に関 する協定	生活協同組合コ ープあいち	H24. 4. 16	応急生活物資の提供、地域 住民への啓発活動、防災訓 練など参加協力	観光商工課
4-39	大規模災害時におけ るホテル・旅館の協力 に関する協定書	愛知県ホテル・ 旅館生活衛生同 業組合蒲郡支部	H26. 3. 7	被災者のための宿泊施設及 び所有地の使用	観光商工課
4-40	災害時における船艇 での人員及び物資の 輸送、人命の救助及び 情報の提供の協力に 関する協定書	蒲郡市漁業振興 協議会	H9. 3. 31	船艇での人員及び物資の輸 送、人命の救助並びに災害情 報の提供	農林水産課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-41	災害支援協力に関する覚書	蒲郡郵便局	H9. 5. 23	用地等の相互利用、災害特別事務取扱い及び援護対策、情報の提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	防災課
4-42	災害発生時における支援協定	蒲郡警備業協会	H11. 1. 26	警備業務、情報の収集及び通報	交通防犯課
4-43	災害時における応急復旧等の作業車両の確保に関する協力要請協定書	愛知海運(株)蒲郡カンパニー ----- (株)小田鐵工 ----- 日本通運(株)蒲郡支店 ----- 進英自動車工業(株)	H11. 10. 1	作業用車両の確保	財務課
4-44	災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両の確保に関する協力要請協定書	名鉄バス(株)蒲郡管理所 ----- ホイテクノ物流(株) ----- 蒲郡運送(株) ----- 日本通運(株)蒲郡支店	H24. 4. 1 ----- H11. 10. 1	輸送用車両の確保	財務課
4-45	災害時における代替救助器具の確保に関する協力要請協定書	(一社)愛知県自動車整備振興会蒲郡支部 ----- 蒲郡石油業協同組合 ----- 蒲郡市農業協同組合	H15. 6. 27	車両整備工具等で代替救助器具となりうる工具の借受け	財務課
4-46	地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ セントラル ジャパン(株)	H18. 8. 4	地域社会貢献型自動販売機の設置、救援物資提供の協力	防災課
4-47	災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定	蒲郡造園業協同組合	H21. 1. 21	被災樹木・石垣等の応急対策、仮設トイレの運搬及び組み立て	都市計画課
4-48	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(一社)愛知県産業廃棄物協会	H27. 8. 18	災害廃棄物処理についての協力	環境清掃課
4-49	蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業に関する協定	NPO 法人日本ソフトインフラ研究センター	H25. 8. 1	蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業	防災課
4-50	海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	中電興業(株)岡崎支社、テルウェル西日本(株)	H23. 12. 1	海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板の掲出	防災課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-51	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	蒲郡電気工事業協同組合	H22. 5. 17	電気設備の応急復旧	建築住宅課
4-52	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定	中部電力(株)岡崎営業所	H29. 4. 7	情報収集および情報連携	防災課
4-53	災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定	共同メンテナンス(株)	H29. 10. 1	情報収集および情報連携	防災課
4-54	災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定	(株) D S A	H30. 11. 21	情報収集および情報連携	防災課
/	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H25. 6. 19	情報発信等の協力	防災課
/	防災への取り組みに関する協定	Google	H25. 10. 4	避難所情報、安否情報発信・検索等の協力	防災課
4-55	災害時の放送に関する協定書	三河湾ネットワーク(株)	H26. 4. 28	放送の依頼	秘書広報課
4-56	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H26. 8. 18	地図製品等の供給等	防災課
4-57	災害時における隊友会の協力に関する協定書	(公社)隊友会 愛知県隊友会豊川支部会	H24. 12. 3	情報提供、応急対策業務の補助	防災課

## 4-2 災害時の情報交換に関する協定

(防災課)

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、蒲郡市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 蒲郡市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 蒲郡市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号  
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市長 金原 久雄

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県 防災局長 中野 秀秋

### 4-3 高度情報ネットワークの整備に伴う協定

(防災課)

愛知県(以下「甲」という。)と蒲郡市(以下「乙」という。)は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関(以下「無線局」という。)の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、昭和63年3月1日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は廃止する。

(開設場所)

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

- (1) 住所 蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所
- (2) 住所 蒲郡市神ノ郷町山添71-1 蒲郡市消防本部

(無線局の管理運用)

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運用規程(昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運用規程」という。)及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。
- 3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めるときは乙に通知するものとする。
- 4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

(無線管理者等の指名)

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用責任者及び通信担当者(以下「無線管理者」という。)を乙の職員の中から指名するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

(電波法に基づく事務手続き)

第4条 第1条に掲げる無線局の変更に係る電波法(昭和25年法律第131号)に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。これに係る費用は、乙が負担するものとする。

(無線設備の変更)

第5条 乙は、第1条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

- 2 甲は、第1条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により乙と協議をするものとする。
- 3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用(対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。)は、すべての原因者が負担するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成14年12月1日

甲 愛知県  
愛知県知事 神田真秋  
乙 蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

※平成22年4月1日(平成21年6月12日届出)第5条1項に基づき無線設備の設置場所を「愛知県蒲郡市神ノ郷町山添71-1」から「愛知県蒲郡市水竹町下沖田地内」へ変更

## 4-4 三遠南信災害時相互応援協定書

(防災課)

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(組織)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

(応援の要請)

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

(1)被災の状況

(2)物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等

(3)人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容

(4)応援場所及び応援場所への経路

(5)応援の期間

(6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主的活動)

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

(1)被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制

(2)被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1)被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣

(2)救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与

(3)食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供

(4)児童生徒その他被災者の一時受入れ

(5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の経費負担)



第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

(別 表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

## 4-5 大規模災害時の相互応援に関する協定

(防災課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市（以下「協定市長」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応援活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負し、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から施行する。

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

伊丹市長 藤原保幸

青梅市長 竹内俊夫

大竹市長 入山欣朗

岡崎市長 柴田紘一

唐津市長 坂井俊之

蒲郡市長 金原久雄

桐生市長 大澤善隆

倉敷市長 古市健三

周南市長 河村和登

津市長 松田直久

常滑市長 石橋誠晃

戸田市長 神保国男

鳴門市長 亀井俊明

府中市市長 野口忠直

丸亀市長 新井哲二

坂井市長 坂本憲男

箕面市長 藤沢純一

## 4-6 愛知県内広域消防相互応援協定書

(消防本部)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

	名古屋市長	松	原	武	久
	豊橋市長	早	川		勝
	岡崎市長	柴	田	紘	一
	一宮市長	谷		一	夫
	瀬戸市長	増	岡	錦	也
知多中部広域事務組合管理者	半田市長	榊	原	伊	三
	春日井市長	鵜	飼	一	郎
	豊川市長	中	野	勝	之
	津島市長	水	谷		尚
	豊田市長	鈴	木	公	平
	西尾市長	本	田	忠	彦
	蒲郡市長	金	原	久	雄
	犬山市長	石	田	芳	弘
	常滑市長	石	橋	誠	晃
	江南市長	大	池	良	平

尾西市長	大	島	晋	平
小牧市長	中	野	直	輝
稲沢中部広域事務組合管理者	服	部	幸	道
新城市長	山	本	芳	央
東海市長	鈴	木	淳	雄
大府市長	福	島		努
知多市長	加	藤		功
尾張旭市長	谷	口	幸	治
知立市長	塚	本	昭	二
碧南市長	小	林	淳	三
刈谷市長	角	岡		与
安城市長	岩	月	収	二
岩倉市長	石	黒	靖	明
豊明市長	都	築	龍	治
長久手町長	加	藤	梅	雄
木曾川町長	山	口	昭	雄
蟹江町長	佐	藤	篤	松
幸田町長	近	藤	徳	光
田原町長	白	井	孝	市
渥美町長	山	本	道	雄
衣浦東部広域連合長	永	田	太	三
春日井広域事務組合管理者	永	瀬		保
海部東部消防組合管理者	桑	野		章
尾三消防組合管理者	久	野	知	英

海部南部消防組合管理者	佐	野	峰	夫	
海部西部広域事務組合管理者	鳶	野	聰	明	
丹羽広域事務組合管理者	河	田	幸	男	
幡豆郡消防組合管理者	大	河	内	光	行
知多南部消防組合管理者	齋	藤	宏	一	
あすけ地域消防組合管理者	太	田	雅	清	

別記様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

要 請 者  
市 町 等 名  
職 ・ 氏 名

印

## 応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	



## 4-7 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(消防本部)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛 知 県 知 事      神 田 真 秋  
蒲 郡 市 長      金 原 久 雄

## 4-8 浜松市・蒲郡市航空消防応援協定

(消防本部)

消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、浜松市(以下「甲」という。)と蒲郡市(以下「乙」という。)は、甲の所有する回転翼航空機(以下「消防ヘリコプター」という。)を用い、法第1条に規定する災害等(以下「災害」という。)の応援(以下「航空消防応援」という。)に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(航空消防応援の運航区域)

第2条 消防ヘリコプターの運航区域は、原則として甲及び乙の管轄区域とする。ただし、災害の状況により当該区域外での活動が必要とされる場合は、その都度甲及び乙で協議するものとする。

(航空消防応援の活動時間)

第3条 消防ヘリコプターの活動時間は、日の出から日没までの間とする。

(航空消防応援の要請)

第4条 航空消防応援の要請は、災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動に有効であるときとする。

(航空消防応援の実施要件)

第5条 航空消防応援は、愛知県防災ヘリコプター支援協定に基づき、愛知県の防災ヘリコプター(以下「防災ヘリコプター」という。)の出動要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 愛知県から出動要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターだけでは災害を防除することが困難な場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

(航空消防応援の出動条件)

第6条 第4条の規定の要請があった場合において、甲は次の各号のいずれかに該当するときは、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さないとき。
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活用できないとき。
- (4) その他消防ヘリコプターの運用に支障があるとき。

(事前計画)

第7条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等に関する事。
- (2) 消防ヘリコプターと乙の消防機関との通信連絡方法に関する事。
- (3) 離着陸場への職員の派遣に関する事。
- (4) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置に関する事。
- (5) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制に関する事。
- (6) その他甲が必要と認める事項

(航空消防応援の要請手続)

第8条 航空消防応援の要請は、乙が航空消防応援の要請(回答)書(別記様式)に必要事項を記載の上、これを甲に対し、ファクシミリを用いて送信する等の方法により提出して行なうものとする。

2 航空消防応援の要請の連絡先は、別表のとおりとする。

(航空消防応援の中断)

第9条 甲は、甲の区域に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを原隊に復帰させるべき特別な事態

が生じたときは、乙と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第10条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターは、乙の長の指揮下に行動するものとする。

2 消防ヘリコプターの長(以下「航空隊長」という。)は、当該指揮による活動が消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を乙の長等に通告することができる。

3 航空隊長は、活動に当たって乙の長等と緊密な連絡を執るものとする。

4 前項の連絡を無線等を通じて行う場合は、全国波(1、2又は3チャンネル)によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第11条 乙は、次に掲げる消防ヘリコプターに関する事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故
- (4) その他乙が必要と認める場合

(航空消防応援に要する経費の負担)

第12条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出勤手当、旅費等応援に直接要する経費については、乙の負担とする。
- (2) 応援側の故意又は重大な過失により発生したものを除き応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、乙の負担とする。  
ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成22年7月1日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自保管する。

平成22年6月29日

甲 静岡県浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市  
浜松市長 鈴木康友

乙 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

別記様式（第8条関係）

航空消防応援要請(回答)書

【要請側】

1	要請側市町村等 (消防本部名)	
2	発 信 者	所属(課) 職・氏名 電話 FAX
3	要 請 日 時	年 月 日 曜日 時 分
4	要 請 種 別	消 火 救 助 救 急 搬 送 そ の 他 ( )
5	発 生 日 時	年 月 日 曜日 時 分(頃)
6	発 生 場 所 ( 目 標 物 )	住 所 北緯 度 分 目 標 東経 度 分
7	事 故 又 は 災 害 状 況	
8	気 象 ( 災 害 現 場 等 )	気候： 風向： 風速： m/s 気温： °C 視界： m 警報・注意報等：
9	現 地 離 着 陸 場	住所 施設名(目標物) 地上支援体制
10	搬 送 先 離 着 陸 場	住所 施設名(目標物) 地上支援体制
11	傷 病 者 等	住所 氏名 生年月日 日 歳(男・女) 傷 病 名 等 重・中・軽
12	現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
13	現 場 最 高 指 揮 者	職・氏名
14	無線コールサイン	無線種別(全国波1、2、3) コールサイン
15	他 機 関 の 航 空 機 の 活 動 状 況	
特記事項(その他甲が必要と認める事項等)		

【応援側】

1	航空隊指揮者	職・氏名
2	到着予定時刻	年 月 日 曜日 時 分
3	活動予定時間	時間 分
4	無線コールサイン	無線種別（全国波1、2、3）コールサイン
特記事項		

別表（第8条関係）

連絡先	所在地	電話番号
浜松市消防局 消防指令センター	静岡県浜松市中区下池川町19番1号	加入電話(053) 475-0119 又は 475-7551 F A X (053) 472-1198

## 4-9 災害時における葬祭業務の協力に関する協定書

(環境清掃課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づき、蒲郡市（以下「甲」という。）が、愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）に対し災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、乙による応急対策が必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる業務の協力を要請することができる。

- (1) 棺及び葬祭用品等の供給
- (2) 遺体の納棺及び安置場所の設置
- (3) 火葬に至るまでの業務
- (4) その他、甲が指定する業務

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な限り他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第3条 乙は、甲に対し甲から協力を要請された葬祭業務の完了後、速やかに報告するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙が第2条第1項に掲げる業務の実施に要した費用について負担するものとする。

(費用の請求)

第5条 乙は、甲から協力を要請された業務が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

(連絡体制の確立)

第6条 この協定を円滑に施行するため、両者は災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図るものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

2 乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年6月4日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 愛知県一宮市本町三丁目7番4号  
愛知県葬祭業協同組合  
理事長 野村章夫

災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、蒲郡市(以下「甲」という。)と愛知県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)で締結された災害時における葬祭業務の協力に関する協定(以下「協定」という。)の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第2条に掲げる甲から乙への協力要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書(第1号様式)を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職及び氏名並びに連絡先
- (2) 要請の日時
- (3) 要請理由
- (4) 要請内容
- (5) 実施場所
- (6) 実施期間
- (7) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(物品)

第3条 協定書第2条第1項に掲げる棺及び葬祭用品等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 三段位牌、経机、五具足、骨壺(骨袋を含む)、寝棺おおい、ロウソク、線香等葬儀に必要な用品
- (2) 棺用布団、ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

(遺体の安置場所)

第4条 協定書第2条第1項に掲げる遺体の安置場所については、甲が提供する場所とする。

(報告の手続き)

第5条 協定書第3条に掲げる葬祭業務の報告は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに業務実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

- (1) 報告者の職及び氏名並びに連絡先
- (2) 要請された日時
- (3) 実施内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 実施場所
- (6) 実施期間
- (7) その他必要な事項

(連絡先)

第6条 協定書第6条に掲げる連絡先は、次の各号のとおりとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合には、速やかに報告するものとする。

- (1) 甲の連絡先 蒲郡市災害対策本部 電話番号 0533-66-1111
- (2) 乙の連絡先 愛知県葬祭業協同組合事務局 電話番号 0586-24-0948

## 4-10 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

(環境清掃課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と、一般社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)は、災害時の遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内に災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し(以下「災害時」という。)、その災害により、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙に対して霊柩自動車による遺体搬送(以下「搬送」という。)を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

(搬送要請)

第2条 甲は、災害時に遺体搬送を必要とするときは、乙に対して搬送を要請することができる。

(搬送拠点の確保及び火葬計画)

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点(駐車スペース、宿泊スペース等)を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

(要請の方法)

第4条 前条の規定による甲の要請は、蒲郡市災害対策本部長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書(別添第1号様式)により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができる。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数
- (4) 搬送拠点の場所(所在地、施設名)
- (5) その他の必要事項

(搬送業務)

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

(搬送実績報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した搬送実績報告書(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両
- (2) 搬送を行った期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担及び算定方法)

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

- 2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請によりご遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求があったときは、乙に対して速やかに支払うものとする。



(広域的な応援体制)

第10条 乙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第11条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては、蒲郡市災害対策本部長とし、乙にあつては、愛知県霊柩自動車協会会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第16条 甲は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

(定期協議)

第17条 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から平成25年6月3日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 東京都新宿区四谷4丁目14番地 東昭ビル3階  
一般社団法人全国霊柩自動車協会  
会長 一柳 鏐

## 4-11 三河海上保安署と蒲郡市との業務協定

(消防本部)

三河港における三河海上保安署と蒲郡市消防本部のそれぞれの消防業務を協力して円滑かつ能率的に行うため三河海上保安署長（以下「甲」という。）と蒲郡市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

(協定区域)

第1条 この協定となる区域（以下「協定区域」という。）は、三河港のうち蒲郡市域の海水面とする。  
(消火活動における協定)

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

(1) ふ頭又は岸壁等にけい留された船舶等及び上架又は入渠中の船舶等の火災については乙の担当とし、甲はこれに協力する。

(2) 前号以外の火災については、甲の担当とし、乙はこれに協力する。

(火災の通報)

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相互に通報するものとする。

(火災の原因及び損害の調査)

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は、甲乙双方が協議して行うものとする。

(重要事項等の通報)

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港、その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

(単独処理後の通報)

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、速やかに相互に通報するものとする。

(相互連絡)

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

(1) 消火活動要領の研究及び訓練の実施

(2) 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況

(3) 化学消火剤の備蓄状況

(4) その他必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費の負担は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

3 「蒲郡海上保安署と蒲郡市消防本部との業務協定」(昭和45年10月5日締結)は、この協定締結の日をもって廃止する。

平成23年11月7日

- 甲 愛知県豊橋市神野ふ頭町3番11号  
三河海上保安署  
署 長 山 梶 修
- 乙 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲 郡 市  
蒲郡市長 稲 葉 正 吉

## 4-12 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(水道課)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。

3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県支部内の事業体に対し、応援の要請を行う。

3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業体(以下「被災事業体」という。)と協議の上、応援活動に従事する事業体(以下「応援事業体」という。)の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業体及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業体の負担とすることを原則として、応援事業体と被災事業体とが協議して定めるものとする。

2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。

2 この協定の締結をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長  
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長  
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長

津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長  
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長  
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長  
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長  
金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長  
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長  
長野市長 鷺澤 正一

日本水道協会新潟県支部長  
新潟市長 篠田 昭

別表

順位	支部長名
第1順位	愛知県支部長
第2順位	三重県支部長
第3順位	静岡県支部長
第4順位	岐阜県支部長
第5順位	福井県支部長
第6順位	石川県支部長
第7順位	富山県支部長
第8順位	長野県支部長
第9順位	新潟県支部長

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業者に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内での連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）の指示に従い、被災事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業者が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業者が締結する。

3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業者が締結し、当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。

- 4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業体が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援事業体現地対策本部)

第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業体ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、被災事業体、被災県支部長及び応援事業体の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 現地対策本部には本部長及び本部長を置く。
- 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
- 5 本部長は応援事業体の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

(現地対策本部の運営)

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供
- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項 目	編 成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名および給水要員2名）を基本とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</li> <li>4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</li> </ol>
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</li> <li>4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</li> </ol>



	<p>1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。</p> <p>2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</p> <p>3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</p>
現地対策本部	<p>1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。</p> <p>2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</p> <p>4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</p>

2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入れ体制）

第7条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

（1）一般事項

ア 各応援活動に関する方法及び手順

イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法

ウ 作業報告の内容及び手続

エ 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ 他機関との応援体制

（2）応急給水活動に関する事項

ア 応急給水の水源となる水道施設等

イ 応急給水拠点の位置

ウ 給水車の要請リスト

（3）応急復旧活動に関する事項

ア 復旧優先路線の明示

イ 資機材及び残土等の置場の確保

ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

（4）応急復旧資機材の提供に関する事項

ア 資機材の備蓄及び整備状況

イ 必要となる資機材の種別

ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

（応援に要する費用負担の原則）

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

（1）応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。

（2）応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。

（3）応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、

それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。

- (4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費 (日当を含む。)	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費 (ガソリン及び軽油) 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費 (弁当) 宿泊料 (仮設ハウス設置費用)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等、被服費 (防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代) 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代 (工事確認用) 作業用消耗品、電話料金 (テレホンカード、FAX等) トランシーバー、消火器、地図、コピー等	写真代 (記録・広報用) 事務用品 (左欄に掲げるものを除く。)
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担 (応援作業中)	応援職員の災害補償費 (出張中の公務災害) 第三者に対する損害補償金の負担 (往復途上)

- (6) 第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害賠償に関する特則)

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部防災連絡協議会)

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会 (以下「連絡協議会」という。) において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料

2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。

- 3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。
- 2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長  
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長  
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長  
津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長  
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長  
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長  
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長  
金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長  
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長  
長野市長 鷲澤 正一

日本水道協会新潟県支部長  
新潟市長 篠田 昭

### 4-13 水道施設の災害に伴う応援協定書

(水道課)

蒲郡市水道事業（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

(応援要請の手続)

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要員の派遣)

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

(応援業務)

第5条 乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 広報
- (2) 電話対応
- (3) 応急給水
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応援業務に要した実費相当額を積算し、甲に請求するものとする。

(労災補償)

第7条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成30年1月1日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもつ

て協定の解除を通知しない限り、平成34年12月31日までその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月29日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市水道事業  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 東京都港区海岸三丁目20番20号  
ヨコソーレインボータワー  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社  
代表取締役 深澤 貴

## 4-14 水道災害相互応援に関する覚書

(水道課)

(趣 旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会員は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑 則）

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適 用）

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年 7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業  
及び下水道事業管理者

上下水道局長 山 田 雅 雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増 岡 錦 也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町  
南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石 橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市  
岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町  
春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道  
企業団 海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鶴 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市  
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町  
下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町  
小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村  
津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早 川 勝

立 会 人

愛知県健康福祉部長 新 家 正 義



## 4 - 1 5 災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書

(水道課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により水道施設及び給水装置が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

(協定要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要と認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

- (1) 水道施設、給水装置（配水管分岐位置からメーターまでの部分を原則とする）の応急復旧工事
- (2) 応急復旧工事を行うための漏水調査
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の提供

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後に前期文書を速やかに乙に提出するものとする。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、その旨を書面をもって甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(支払の手続き)

第6条 乙は、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市旭町4番7号  
蒲郡市指定水道工事店協同組合  
理事長 壁 谷 卓 治

## 4-16 災害時における家屋被害状況調査に関する協定書

(税務課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における家屋の被害調査（以下「被害調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(被害調査への協力)

第1条 甲は、蒲郡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、被害調査について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲の行う被害調査に協力するものとする。

(被害調査)

第2条 被害調査は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員の指示の下、甲の職員と乙の会員が協力して行うものとする。

(費用の負担)

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、被害調査に必要な資機材の調達に要する費用を負担するものとする。

(事前説明)

第4条 甲は、乙の会員の派遣を受けた場合は、被害調査の方法について事前説明を行うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、被害調査の実施により知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、被害調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が加入する災害補償保険等により対応するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年5月8日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市西区新道一丁目2番25号  
愛知県土地家屋調査士会  
会長 滝口 孝

## 4-17 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

(土木港湾課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、蒲郡市防災計画に基づき、蒲郡市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 蒲郡市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における蒲郡市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年12月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月13日

甲 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

代表者 蒲郡市長 稲葉正吉

乙 名古屋市中区葵一丁目27番1号

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 高木秀夫

東三河統轄支所長

理事 山本 力

※平成25年7月1日 公益社団法人へ名称変更

## 4-18 災害時における公共土木・建築施設等の応急対策の協力に関する協定書

(土木港湾課)

### (1) 蒲郡土木協会

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡土木建設業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

#### (協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

#### (応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

#### (要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第1 1「参考」1 5）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

#### (報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

#### (費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

#### (支払い手続き)

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

#### (協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

#### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市港町18番23号  
蒲郡土木協会  
代表 市川毅

(2) 蒲郡建設業協同組合

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡土木建設業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第11「参考」15）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(支払い手続き)

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市港町18番23号  
蒲郡建設業協同組合  
理事長 鈴木正

(3) 蒲郡土木建設業協同組合

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡土木建設業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（応急対策の範囲）

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第11「参考」15）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

（費用の負担）

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

（支払い手続き）

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（協力体制）

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市清田町上新屋88  
蒲郡土木建設業協同組合  
代表 伴久雄

## 4-19 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(環境清掃課)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。



平成26年1月1日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県流域下水道管理者  
愛知県知事 大村 秀章

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者  
小林 寛司

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者  
石黒 拓夫

岡崎市長 内田 康宏

岡崎市公共下水道管理者  
岡崎市長 内田 康宏

一宮市長 谷 一夫

一宮市水道事業等管理者  
飯田 正明

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市公共下水道管理者  
瀬戸市長 増岡 錦也

半田市長 榊原 純夫

半田市公共下水道管理者  
半田市長 榊原 純夫

春日井市長 伊藤 太

春日井市公共下水道管理者  
春日井市長 伊藤 太

豊川市長 山脇 実

豊川市公共下水道管理者  
豊川市長 山脇 実

津島市長 伊藤 文 郎

津島市下水道事業

津島市長 伊藤 文 郎

碧南市長 禰亙田 政 信

碧南市公共下水道管理者

碧南市長 禰亙田 政 信

刈谷市長 竹 中 良 則

刈谷市公共下水道管理者

刈谷市長 竹 中 良 則

豊田市長 太 田 稔 彦

豊田市事業管理者

横 地 清 明

安城市長 神 谷 学

安城市公共下水道管理者

安城市長 神 谷 学

西尾市長 榊 原 康 正

西尾市公共下水道管理者

西尾市長 榊 原 康 正

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市公共下水道管理者

蒲 郡 市 長 稲 葉 正 吉

犬山市長 田 中 志 典

犬山市公共下水道管理者

犬山市長 田 中 志 典

常滑市長 片 岡 憲 彦

常滑市公共下水道管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

江南市長 堀 元

江南市公共下水道管理者

江南市長 堀 元

小牧市長 山下 史守朗

小牧市公共下水道管理者

小牧市長 山下 史守朗

稲沢市長 大野 紀 明

稲沢市公共下水道管理者

稲沢市長 大野 紀 明

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公共下水道管理者

新城市長 穂 積 亮 次

東海市長 鈴木 淳 雄

東海市公共下水道管理者

東海市長 鈴木 淳 雄

大府市長 久野 孝 保

大府市公共下水道管理者

大府市長 久野 孝 保

知多市長 宮 島 壽 男

知多市公共下水道管理者

知多市長 宮 島 壽 男

知立市長 林 郁 夫

知立市公共下水道管理者

知立市長 林 郁 夫

尾張旭市長 水 野 義 則

尾張旭市公共下水道管理者

尾張旭市長 水 野 義 則

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市公共下水道管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

岩倉市長 片岡 恵一

岩倉市公共下水道管理者  
岩倉市長 片岡 恵一

豊明市長 石川 英明

豊明市公共下水道管理者  
豊明市長 石川 英明

日進市長 荻野 幸三

日進市公共下水道管理者  
日進市長 荻野 幸三

田原市長 鈴木 克幸

田原市公共下水道管理者  
田原市長 鈴木 克幸

愛西市市長 日永 貴章

愛西市公共下水道管理者  
愛西市市長 日永 貴章

清須市長 加藤 静治

清須市公共下水道管理者  
清須市長 加藤 静治

北名古屋市長 長瀬 保

北名古屋市公共下水道管理者  
北名古屋市長 長瀬 保

弥富市長 服部 彰文

弥富市公共下水道管理者  
弥富市長 服部 彰文

みよし市長 小野田 賢治

みよし市公共下水道管理者  
みよし市長 小野田 賢治

あま市長 村上 浩司

あま市公共下水道管理者

あま市長 村 上 浩 司

長久手市長 吉 田 一 平

長久手市公共下水道管理者

長久手市長 吉 田 一 平

東郷町長 川 瀬 雅 喜

東郷町公共下水道管理者

東郷町長 川 瀬 雅 喜

豊山町長 鈴 木 幸 育

豊山町公共下水道管理者

豊山町長 鈴 木 幸 育

大口町長 鈴 木 雅 博

大口町公共下水道管理者

大口町長 鈴 木 雅 博

扶桑町長 江 戸 満

扶桑町公共下水道管理者

扶桑町長 江 戸 満

大治町長 村 上 昌 生

大治町公共下水道管理者

大治町長 村 上 昌 生

蟹江町長 横 江 淳 一

蟹江町公共下水道管理者

蟹江町長 横 江 淳 一

飛鳥村長 久 野 時 男

阿久比町長 竹 内 啓 二

阿久比町公共下水道管理者

阿久比町長 竹 内 啓 二

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公共下水道管理者

東浦町長 神谷明彦

南知多町長 石黒和彦

美浜町長 山下治夫

武豊町長 初山芳輝

武豊町公共下水道管理者

武豊町長 初山芳輝

幸田町長 大須賀一誠

幸田町公共下水道管理者

幸田町長 大須賀一誠

設楽町長 横山光明

東栄町長 尾林克時

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 尾林克時

豊根村長 伊藤実

愛北広域事務組合 管理者 岩倉市長 片岡恵一

中部知多衛生組合 管理者 常滑市長 片岡憲彦

東部知多衛生組合 管理者 大府市長 久野孝保

衣浦衛生組合 管理者 高浜市長 吉岡初浩

常滑武豊衛生組合 管理者 武豊町長 初山芳輝

蒲郡市幸田町衛生組合 管理者 蒲郡市長 稲葉正吉

逢妻衛生処理組合 管理者 豊田市長 太田稔彦

西知多医療厚生組合 管理者 東海市長 鈴木淳雄

尾張東部衛生組合 管理者 瀬戸市長 増岡錦也

海部地区環境事務組合 管理者 蟹江町長 横江淳一

小牧岩倉衛生組合 管理者 小牧市長 山下史守朗

知多南部衛生組合	管理者	南知多町長	石 黒 和 彦
尾張旭市長久手市衛生組合	管理者	尾張旭市長	水 野 義 則
刈谷知立環境組合	管理者	刈谷市長	竹 中 良 則
江南丹羽環境管理組合	管理者	江南市長	堀 元
北設広域事務組合	管理者	設楽町長	横 山 光 明
北名古屋衛生組合	管理者	北名古屋市長	長 瀬 保
尾三衛生組合	管理者	東郷町長	川 瀬 雅 喜
日東衛生組合	管理者	日進市長	荻 野 幸 三
五条広域事務組合	管理者	あま市長	村 上 浩 司
知多南部広域環境組合	管理者	半田市長	榊 原 純 夫

## 4-20 災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定

(防災課)

(目的)

1 条 この協定は、地震等の災害により被災者支援システムの運用が不可能になった場合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町及び東栄町（以下「東三河7自治体」という。）の相互支援体制を構築することを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 この協定に基づく被災者支援システムに関する支援（以下「支援」という。）の内容は、被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣とする。

(支援の要請及び実施)

第3条 地震等の災害により東三河7自治体のうちいずれかの自治体の被災者支援システムの運用が不可能になった場合、運用が不可能になった自治体（以下「被災自治体」という。）は、被災者支援システムの運用が可能な自治体（以下「支援自治体」という。）に対し、支援を要請することができる。

2 前項の要請は、希望する支援の内容を明らかにして、被災自治体の長が支援自治体の長に対して文書をもって行う。

3 支援自治体の長は、第1項の要請に基づく支援を行うことが支援自治体の業務に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請を受けるものとする。

(支援経費の負担)

第4条 第2条の規定による支援に要した費用は、被災自治体が負担する。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災自治体及び支援自治体が協議して定める。

2 被災自治体が前項に定める費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災自治体から要請があった場合には、支援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の措置)

第5条 東三河7自治体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の情報交換及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第6条 東三河7自治体は、この協定の内容が常に実践的な内容となるよう、随時、見直しを行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東三河7自治体が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、平成25年3月29日から効力を生ずるものとする。ただし、東三河7自治体のうちいずれかの自治体において、被災者支援システムの運用を取りやめた場合は、効力を失う。

本協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、東三河7自治体の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年（平成25年）3月29日

豊橋市今橋町1番地  
豊橋市長 佐原 光一

豊川市諏訪1丁目1番地  
豊川市長 山脇 実



蒲郡市旭町17番地1  
蒲郡市長 稲葉 正吉

新城市字東入船6番地1  
新城市長 穂積 亮次

田原市田原町南番場30番地1  
田原市長 鈴木 克幸

北設楽郡設楽町田口字居立2番地  
設楽町長 横山 光明

北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地  
東栄町長 尾林 克時

## 4-2-1 災害時相互応援協定

(1) 宮城県川崎町 (防災課)

蒲郡市と川崎町は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 蒲郡市総務部安全安心課長
- (2) 川崎町総務課長

(体制の整備)

第6条 両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成25年4月26日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年4月26日

愛知県蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

宮城県川崎町  
川崎町長 小山修作

(2) 岐阜県高山市

(防災課)

蒲郡市と高山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市を、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 蒲郡市総務部安全安心課長
- (2) 高山市危機管理室長

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年2月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年2月13日

蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

高山市  
高山市長 國島 芳明

## 4-22 災害時の情報発信に関する応援協定書

(秘書広報課)

蒲郡市と浦添市は、大規模災害等が発生した場合における災害時の情報発信に関して次のとおり応援協定書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・台風等により蒲郡市、浦添市において大規模な災害が発生し、ウェブサイトのアクセスの急増、サーバ・通信機器・通信回線の損壊等により閲覧ができない状態に備え、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を、相互にウェブサイト上で代行発信するシステムを構築し、応援協力体制を明らかにすることを目的とする。

(応援協力要請)

第2条 この協定に基づく応援協力要請は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において要請側の長が応援側の長に対して行う。

2 前項に規定する応援協力要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 大規模災害等の概要(種別、発生日時、場所等)及び情報通信機器の状況
- (2) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報等
- (3) その他必要な事項

(実施)

第3条 応援協力要請は、要請側の災害対策本部広報担当が、応援側のウェブサイト掲載担当者に、通信可能手段により伝達する。

2 応援側は、速やかに要請を受けた情報をウェブサイトに掲載する。

(応援協力要請解除)

第4条 情報機器等の復旧により代行発信業務を完了する場合は、要請側の長が応援側の長に対して応援協力要請解除の連絡を行う。

(報告)

第5条 代行発信業務の完了報告については、代行発信ウェブサイト内容を相互で確認し、完了報告書とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議の上決定する。

(協定書の保管)

第7条 この協定締結の証として協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成23年8月1日

蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原 久雄

浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市  
浦添市長 儀間 光男

#### 4-23 蒲郡市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約

(消防本部)

蒲郡市消防本部管内における都市ガスの漏えい起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため蒲郡市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

(対象物)

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。

(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物

(2) その他必要と認める防火対象物

(災害防止活動)

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。

(2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

(3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。

(4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

(災害防御活動)

第3条 災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事項を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。

(2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。

(3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。

ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場に到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。

(4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。

(5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。

(6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協 議)

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

この協約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成8年2月9日

蒲郡市消防本部

消 防 長                    神 谷 千 秋

東邦瓦斯株式会社

供給管理部長            水 野 稔 朗



## 4-24 防災情報の共有に関する協定書

(農林水産課)

蒲郡市長(以下「甲」という。)と独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長(以下「乙」という。)は、各自が保有する防災情報や乙が保有する豊川用水の管理情報(以下「情報」という。)を共有することに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を共有することにより、蒲郡市地域防災業務及び豊川用水の防災業務における体制の充実、強化に資することを目的とする。

(共有する情報)

第2条 甲が提供し、共有する情報については、次のとおりとする。

(1) 甲が行った巡視及び活動状況、被災状況等

(2) 甲が発令した避難勧告発令状況等

2 乙が提供し、共有する情報については、次のとおりとする。

(1) 豊川用水流域情報(インターネット)

(2) 以下に示す施設のカメラ映像(インターネット)

蒲郡調整池

(3) 豊川用水総合事業部が行った巡視及び活動状況、被災状況等

(共有する情報の取扱い)

第3条 共有する情報に係る一切の権利は、共有する以前において当該情報を保有する者(以下「権利者」という。)に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、共有する情報を、甲及び乙以外の第三者(以下「第三者」という。)へ提供することが必要になった場合は、あらかじめその旨を権利者に通知し承諾を得るものとする。この場合、第三者へ提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

3 甲又は乙は、第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え又は第三者と争議が生じた場合は、第三者に情報提供したものが責任を持って解決するものとする。

(情報の提供方法等)

第4条 甲が提供する情報は、電話、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

2 乙が提供する情報は、電話、ファクシミリ、電子メール及びインターネットにより行うものとし、アドレス等については、別途通知するものとする。

なお、甲は、通知するアドレス等について、第三者に漏洩してはならない。

3 甲が情報の提供を受けるために必要な機器及びインターネットへの接続並びに維持管理に係る一切の費用は、全て甲が負担するものとする。

4 甲は、提供を受ける情報について、次の事項に係る場合は、その責任を乙に問わないものとする。

一 情報の精度及び機器等の故障や保守のために生じた情報の欠落、情報送信の停止

二 天災その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信

三 インターネット接続業者の都合による接続やサービスの一時停止

(連絡窓口)

第5条 情報の確実な提供、円滑な連絡等を図るための連絡先を別途通知するものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲及び乙捺印の上、各々一通を保有する。

平成28年3月3日

甲 蒲郡市

蒲 郡 市 長

稲 葉 正 吉

乙 独立行政法人水資源機構

豊川用水総合事業部長

伊 藤 保 裕

## 4-25 災害時の医療救護に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と一般社団法人蒲郡市医師会(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護(以下「救護」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、救護を実施する必要があると判断する場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、可及的速やかに医療救護班の立ち上げと派遣の準備をする。

2 乙は速やかに医療救護班を編成し甲が災害現場等に設置する救護所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

3 乙が派遣した医療救護班は、救護所等において甲及び乙が確保した保健師・看護師等の職員及び協力者と協働で被災者の救護にあたる。

4 乙は、災害の事態が急迫し、通信手段の途絶等により甲と連絡が取れない場合において、救護を必要と認めるときは、自ら医療救護班を編成し、救護を必要とする場所に派遣し、救護を開始できるものとする。ただし、通信手段が回復後、乙は速やかに甲にその旨を報告する。

5 救護は、医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情がある場合、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 診察(トリアージを含む。)
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 助産
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) 死体の処置
- (7) その他医療救護を実施する上で必要な事項

(指揮命令及び連絡調整)

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。ただし、第2条第4項により派遣された医療救護班については、甲に連絡がとれるまでの間、乙の指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 医療救護班が使用する医薬品及び診療資材等は、救護所等においては、甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第6条 救護所等における第3条に掲げた業務は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

(記録・報告)

第7条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請及び承認に基づき、医療救護班が救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。
- (2) 乙が供給した医薬品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の費用は、実費の額とする。
- (3) 救護所等及び搬送した医療機関において行った救護に伴い、当該救護所及び医療機関の施設又は設備を損傷した時は、その原状回復に要する費用の実費の額とする。
- (4) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。

（業務災害報告）

第9条 乙は、医療救護班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（損害補償）

第10条 甲の要請により乙が派遣した医療救護班の活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の規定に基づき補償するものとする。

（費用等の請求）

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うこととする。

（支払い）

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

（医療紛争の措置）

第13条 医療救護班が救護により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

（情報の交換等）

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

（実施細目）

第16条 救護の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

（協定期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市浜町4番地

一般社団法人 蒲郡市医師会

会長 福原 直樹

災害時の医療救護に関する実施細目

- 1 医療救護班の編成は、災害の程度に応じ、医師、看護師、その他必要とするスタッフによるものとする。この場合、医師を班長とする。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び状況
  - (3) 派遣を要する救護所等の場所
  - (4) 派遣を要する医療救護班の数
  - (5) 派遣の期間
  - (6) 派遣の方法又は手段
  - (7) その他派遣に関し必要な事項
- 4 医療救護班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 救護所には、必要に応じて乙の会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。
- 6 医療救護班の班長は、救護所等では処置できない傷病や生命に関わるような切迫した事情により、患者を医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めるときは、協定書第6条に基づき当該患者に治療指示書（様式2）を交付する。
- 7 医療救護班の班長は、協定書第7条に基づき医療救護班診療記録（様式3）及び医療救護班の医薬品、診療資器材使用簿（様式4）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式5）に記載し、蒲郡市医師会災害対策本部長を経て、甲に報告するものとする。
- 8 医療救護班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式6）により甲に報告する。
- 9 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償請求書（様式7）により甲に請求する。
- 10 医療救護班が発行した治療指示書による医療費については、当該医療機関が医療費請求書（様式8）により甲に請求するものとする。
- 11 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式9-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式9-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 12 甲は、実施細目9から11までにより請求を受けた場合、適当と認めるときは速やかに支払うものとする。

## 4-26 災害時の歯科医療救護に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市歯科医師会 会長 鈴木祥夫(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護(以下「救護」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、救護を実施する必要があると判断する場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を甲が災害現場等に設置する救護所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

2 乙が派遣した歯科医療救護班は、救護所等において甲が確保した保健師等の職員及び医療救護班等と協働で被災者の救護にあたる。

3 乙は、災害の事態が急迫し、通信手段の途絶等により甲と連絡が取れない場合において、救護を必要と認めるときは、自ら歯科医療救護班を編成し、救護を必要とする場所に派遣し、救護を開始できるものとする。ただし、通信手段が回復後、乙は速やかに甲にその旨を報告する。

4 救護は、歯科医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情がある場合、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第3条 歯科医療救護班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 歯科治療を要する傷病者への診察及び処置
- (2) トリアージの協力
- (3) 歯科治療を要する傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死体の身元確認
- (5) 歯科相談
- (6) その他歯科医療救護を実施する上で必要な事項  
(指揮命令及び連絡調整)

第4条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。ただし、第2条第4項により派遣された歯科医療救護班については、甲に連絡がとれるまでの間、乙の指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資材等は、救護所等においては、甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護が円滑に実施できるよう必要な処置を講ずるものとする。

(医療費)

第6条 救護所等における第3条に掲げた業務は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

(記録・報告)

第7条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請及び承認に基づき、歯科医療救護班が救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医師等の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。
- (2) 乙が供給した医薬品等（歯科医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の費用は、実費の額とする。
- (3) 救護所及び搬送した医療機関において行った救護に伴い、当該救護所及び医療機関の施設又は設備を損傷した時は、その原状回復に要する費用の実費の額とする。
- (4) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。

(業務災害報告)

第9条 乙は、歯科医療救護班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の規定に基づき補償するものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うこととする。

(支払い)

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(医療紛争の措置)

第13条 歯科医療救護班が救護により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(情報の交換等)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

(実施細目)

第16条 救護の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市浜町4番地  
蒲郡市歯科医師会  
会長 鈴木 祥夫

災害時の歯科医療救護に関する実施細目

- 1 歯科医療救護班の編成は、災害の程度に応じ、歯科医師、その他必要とするスタッフによるものとする。この場合、歯科医師を班長とする。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び状況
  - (3) 派遣を要する救護所等の場所
  - (4) 派遣を要する歯科医療救護班の数
  - (5) 派遣の期間
  - (6) 派遣の方法又は手段
  - (7) その他派遣に関し必要な事項
- 4 歯科医療救護班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 歯科医療救護班の班長は、救護所等では処置できない傷病や生命に関わるような切迫した事情により、患者を医療機関に収容し歯科医療を行う必要があると認めるときは、協定書第6条に基づき当該患者に治療指示書（様式2）を交付する。
- 6 歯科医療救護班の班長は、協定書第7条に基づき歯科医療救護班診療記録（様式3）及び医薬品、診療資器材使用簿（様式4）を整備するとともに、その活動状況を歯科医療救護班日報（様式5）に記載し、乙を経て、甲に報告するものとする。
- 7 歯科医療救護班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式6）により甲に報告するものとする。
- 8 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式7）により甲に請求する。
- 9 歯科医療救護班が発行した治療指示書による歯科医療費については、当該医療機関が歯科医療費請求書（様式8）により甲に請求するものとする。
- 10 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式9-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式9-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 11 甲は、実施細目8から10までにより請求を受けた場合、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

## 4-27 災害時の医療救護活動に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市薬剤師会 会長 尾崎佳雅(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動(以下「活動」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、活動を実施するため、乙に対し薬剤師で構成する班(以下「薬剤師班」という。)の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項により甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し甲が指定する救護所、医薬品等を必要とする場所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

(薬剤師班の業務)

第3条 薬剤師班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力
- (4) その他必要な事項

(指揮命令及び連絡調整)

第4条 乙が派遣する薬剤師班の活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急時等必要に応じ乙が保管、管理し、供給する医薬品等について、甲の要請により使用することができる。

2 甲は、医薬品の供給にあたり、乙に対して医薬品等の在庫品目、数量について資料の提出を要請することができるものとする。

3 甲は、医薬品等供給、薬剤師班の輸送、通信の確保等活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第6条 救護所等における調剤費は無料とする。

(記録・報告)

第7条 薬剤師班の班長は、活動に係る必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(費用弁償)

第8条 甲の要請により、薬剤師班が活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。

(2) 乙が供給した医薬品等(薬剤師班の携行品を含む。)を使用した場合の費用は、実費の額とする。

(3) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。

(業務災害報告)

第9条 乙は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(損害補償)

第10条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年蒲郡市条例第26号)の規定に基づき補償するものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、



甲の定めるところにより行うこととする。

(支払い)

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めるとき、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(医療紛争の措置)

第13条 薬剤師班が活動により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(情報交換等)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

(実施細目)

第16条 活動の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市八百富町12番17号  
蒲郡市薬剤師会  
会長 尾崎 佳雅

災害時の医療救護に関する実施細目

- 1 乙は、甲の派遣要請に迅速に対応できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び状況
  - (3) 派遣を要する救護所等の場所
  - (4) 派遣を要する薬剤師班の数並びに医薬品等の品名及び数量
  - (5) 派遣の期間
  - (6) 派遣の方法又は手段
  - (7) その他派遣に関し必要な事項
- 4 薬剤師班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 薬剤師班の班長は、協定書第7条に基づき薬剤師班活動報告書（様式2）及び協定書第5条に基づき、薬剤師班医薬品等使用簿（様式3）を記載し、乙を経て、甲に報告するものとする。
- 6 薬剤師班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式4）により甲に報告する。
- 7 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が薬剤師班ごとに取りまとめ、費用弁償請求書（様式5）により甲に請求する。
- 8 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式6-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式6-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 9 甲は、実施細目7から8までにより請求を受けた場合、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

## 4-28 災害時における施設の利用に関する協定書

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と学校法人電波学園愛知工科大学及び電波学園愛知工科大学自動車短期大学（以下「乙」という。）は、蒲郡市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難施設及び避難広場（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用する事について、必要なことを定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第2条 乙は、避難所等として利用を承諾する施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

(開設の周知等)

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず、施設を避難所等として開設することができるものとする。この場合において甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は、直ちに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲、乙及び避難者の代表者より構成される避難所運営組織において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

3 甲は、情報伝達手段として防災用無線機を配備する。

4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合において、避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により避難所等の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、避難所等使用終了届（第4号様式）を乙に提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(地区防災倉庫の設置)

第10条 甲は、災害時に必要な地区防災倉庫を、乙の承認の下に設置し管理するものとする。この場合において甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長したものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年 8月 1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市西迫町馬乗50番地2  
学校法人電波学園愛知工科大学  
学校法人電波学園愛知工科大学自動車短期大学  
学長 安田孝志

## 4-29 大規模災害時における帰宅困難者等の受入及び高潮災害時の一時避難に関する協定書

(防災課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市において大規模災害（災害救助法が適用となる災害）が発生し、交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となる者、近傍の在宅避難者（以下「帰宅困難者等」という。）が発生した場合及び高潮災害による避難者（以下「高潮避難者」という。）が発生した場合において、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡信用金庫（以下「乙」という。）に対し、帰宅困難者等の受入施設及び高潮避難者の一時避難場所（以下「受入施設等」という。）として乙の所有する施設の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受入施設等及び協力要請内容等)

第2条 乙が、受入施設等として提供する施設、使用区分、協力要請内容及び時期又は期間の基準は、次のとおりとする。

施設の所在地	蒲郡市神明町4番25号	
施設の名称	蒲郡信用金庫本店	
使用区分	1階 講堂、6階 社員食堂、各階共通 来客用トイレ	
区 分	協力要請内容	時期又は期間の基準等
帰宅困難者等の受入施設	1 帰宅困難者等への一時滞在場所の提供 2 帰宅困難者等への情報提供（支店近傍の道路状況等） 3 帰宅困難者等へのトイレの提供 4 帰宅困難者等への災害用備蓄品の提供	要請時から3日程度 3項については可能な限り
高潮避難者の一時避難場所	1 高潮避難者への一時避難場所の提供 2 高潮避難者への高潮災害の情報提供 3 高潮避難者へのトイレの提供 4 高潮避難者への災害用備蓄品の提供（災害救助法が適用された場合）	高潮による避難勧告等が発令されてから避難勧告等の解除までの間

(連絡体制及び情報共有)

第3条 甲及び乙は、災害時の連絡を確実にするため緊急時の連絡先の提供及び災害時の情報の共有化に努めるものとする。

(協力要請及び手続)

第4条 甲は、災害時に受入施設等が必要と判断した場合、乙に対して受入施設等の開設を要請するものとする。

2 甲は、受入施設等開設要請書（様式第1号）により、乙に対して受入施設等の開設の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに受入施設等開設要請書を提出するものとする。

(受入施設等の開設)

第5条 乙は、前条の規定による要請があった場合には、受入施設等を開設するものとする。ただし、乙が開設できないやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙が施設を開設した時は、市民に対し周知をするものとする。

4 乙は、災害の規模によっては自主的に施設を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

(受入施設等への誘導及び使用時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、受入施設等へ来た帰宅困難者等及び高潮避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

2 乙は、帰宅困難者等及び高潮避難者が受入施設等を使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(帰宅困難者等及び高潮避難者の退去)

第7条 甲は、第2条の規定による受入等が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない者がいるときは、乙と協力し退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該退去しない者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第8条 第2条の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 乙が、帰宅困難者等(乙の職員を除く。)及び高潮避難者に対し、提供を予定する災害用備蓄品の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項二及び三の範囲とし、事前に甲に書面で提出するものとする。

3 前項の規定により甲が補填する費用は、愛知県災害救助法施行細則(昭和40年規則第60号)に定める額内とする。

4 甲が補填する費用について前3項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

(施設の閉鎖)

第9条 受入施設等を閉鎖する場合は、乙は甲に対し、その旨を連絡し、あわせて受入施設等閉鎖連絡書(様式第2号)により、甲に対して施設閉鎖の連絡を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年8月24日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市神明町4番25号  
蒲郡信用金庫  
理事長 竹田知史

## 4-30 災害時における避難所開設に関する協定書

(1) 愛知県立蒲郡東高等学校 (防災課)  
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において蒲郡市民の避難所を開設するにあたり、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知県立蒲郡東高等学校（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(避難所開設の要請方法)

第2条 甲が乙に避難所の開設を要請するときは、要請書（別紙様式1）をもって連絡するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この協定に基づき避難所を開設することができる。この場合、甲は速やかに要請書を提出するものとする。

(乙の避難所開設への協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(甲が乙に要請できる事項)

第4条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の体育館及びグラウンドを避難所として使用すること。（別紙図面の個所）
- (2) 前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受諾した事項に関すること。

(避難所開設に伴う費用の負担及び請求)

第5条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難所の閉鎖後、甲との協議の上甲に請求（別紙様式2）するものとする。

(乙の免責事項)

第6条 避難所の開設においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

(甲の損害賠償責任)

第7条 避難所の開設において、避難者等が学校施設に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを原状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

(協定以外の協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 17 年 3 月 22 日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
代表者 蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市大塚町上千尾12番地2  
愛知県立蒲郡東高等学校  
校長 大河一夫

(2) 愛知県立蒲郡高等学校

(防災課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において蒲郡市民の避難所を開設するにあたり、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知県立蒲郡高等学校（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(避難所開設の要請方法)

第2条 甲が乙に避難所の開設を要請するときは、要請書（別紙様式1）をもって連絡するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この協定に基づき避難所を開設することができる。この場合、甲は速やかに要請書を提出するものとする。

(乙の避難所開設への協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(甲が乙に要請できる事項)

第4条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の体育館及びグラウンドを避難所として使用すること。（別紙図面の個所）
- (2) 前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受諾した事項に関すること。

(避難所開設に伴う費用の負担及び請求)

第5条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難所の閉鎖後、甲との協議の上甲に請求（別紙様式2）するものとする。

(乙の免責事項)

第6条 避難所の開設においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

(甲の損害賠償責任)

第7条 避難所の開設において、避難者等が学校施設に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを原状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

(協定以外の協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 17 年 3 月 22 日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
代表者 蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市上本町8番9号  
愛知県立蒲郡高等学校  
校長 河合四郎



## 4-31 福祉避難所の指定に関する協定書

(1) 社会福祉法人不二福祉事業会 (長寿課)  
(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人不二福祉事業会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 蒲郡眺海園
- (2) 形原眺海園
- (3) 五井眺海園
- (4) 三谷デイサービスセンター
- (5) 大塚デイサービスセンター

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
- (2) その他介護などが必要と認められる者  
(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成20年12月10日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄
  
- 乙 蒲郡市拾石町浅岡1番地7  
社会福祉法人不二福祉事業会  
理事長 青山傳重郎

(2) 医療法人北辰会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、医療法人北辰会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として老人保健施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「老人保健施設みらいあ」とする。

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高齢者などの災害時要援護者

(2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年3月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市栄町11番13号  
医療法人 北辰会  
理事長 下郷宏

(3) 有限会社アットホーム  
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、有限会社アットホーム（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げるグループホーム事業所とする。

(1)アットホーム

(2)アットホーム三谷

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1)高齢者のうち認知症の災害時要援護者

(2)その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1)要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)身元引き受人の氏名、連絡先等

(3)使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成23年4月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄
- 乙 蒲郡市鹿島町大迫22番地53  
有限会社アットホーム  
代表取締役 嶋田利久

福祉避難所の指定に関する協定書の一部変更協定書

平成23年4月1日付けで蒲郡市（以下「甲」という。）と有限会社アットホーム（以下「乙」という。）との間で締結した福祉避難所の指定に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第3条中の避難する施設を次に掲げるグループホーム事業所に変更する。

- (1) アットホーム三谷
- (2) アットホーム平田

上記協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印してそれぞれ1通を保管するものとする。

平成29年3月15日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉
- 乙 蒲郡市鹿島町大迫22番地53  
有限会社アットホーム  
代表取締役 嶋田晃一

(4) 医療法人幸会  
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、医療法人幸会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として老人保健施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「老人保健施設五井の里」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1)高齢者などの災害時要援護者
- (2)その他介護などが必要と認められる者  
(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1)要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2)身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3)使用する期間  
(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年3月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉
- 乙 蒲郡市五井町殿海道11番地1  
医療法人 幸会  
理事長 岡田太郎



(5) 社会福祉法人和敬会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人和敬会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホームなごみの郷
- (2) グループホームなごみの郷
- (3) デイサービスなごみの郷
- (4) 小規模多機能型居宅介護なごみの郷

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
- (2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成27年3月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 新城市八束穂字天王1032番地の2  
社会福祉法人和敬会  
理事長 太田一平

(6) 社会福祉法人くすの木福祉事業会 (福祉課)  
(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人くすの木福祉事業会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 要援護者が避難する施設は、次に掲げる施設とする。

①つつじ寮（大塚町後広畑85番地1）

②大塚授産所（大塚町後広畑25番地2）

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

通常避難所では対応が困難と認められる障害者（知的、身体、精神）

(手続き等)

第5条 甲は、第3条に指定する施設（以下「福祉避難所」という。）の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1)要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)身元引き受人の氏名、連絡先等

(3)使用する期間

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難の必要な要援護者を福祉避難所へ移送することに努め、乙は甲の依頼により、可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は福祉避難所において、乙が要支援者を適切に支援できるよう、要支援者の障害特性を把握する者（家族等）の確保に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所において、介護支援者に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。この場合において、甲は乙からの介護支援者の増員要請に、可能な限り応えるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、毎年度あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書は、締結の日から実施する。なお、有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定

するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成21年9月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市大塚町後広畑85番地1  
社会福祉法人くすの木福祉事業会  
理事長 杉浦定

(7) 社会福祉法人はばたき  
(趣旨)

(福祉課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人はばたき（以下「乙」という。）に対し、福祉避難施設として指定している福祉避難所の運営協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を福祉避難所として開設することについて、乙に運営協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設施設)

第3条 福祉避難所として開設する施設は、次に掲げる施設とする。

蒲郡市生きがいセンター（神明町2番2号）

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

通常の一般避難所では対応が困難と認められる障害者（主に精神、知的）

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、運営協力について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面（蒲郡市福祉避難所設置・運営マニュアルによる。）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 開設する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、毎年度あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書は締結の日から実施する。なお、有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成26年3月13日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉
  
- 乙 蒲郡市神明町22番2号  
社会福祉法人はばたき  
理事長 鶴飼秀好

### 4-32 災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定書

(消防本部)

蒲郡市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、地震等その他の大規模な災害が蒲郡市内で発生した場合（以下「災害時」という。）における緊急消防援助隊活動拠点（以下「活動拠点」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する次条の土地を活動拠点として使用する事について、必要なことを定めることを目的とする。

(活動拠点)

第2条 甲の活動拠点として乙が提供する土地（以下単に「土地」という。）は、次のとおりとする。

名 称	面 積
海陽多目的広場	グラウンド 31,303 m <sup>2</sup>
	駐車場 8,407 m <sup>2</sup>

(使用要請)

第3条 甲は、活動拠点の提供を必要とするときは、緊急消防援助隊活動拠点要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。ただし、乙の災害復旧活動で土地が必要とされる等の特別の事情がある場合は、使用範囲、使用期限等について甲乙協議するものとする。

(費用)

第5条 活動拠点としての土地の使用は、無償とする。

(原状回復)

第6条 甲は、活動拠点としての土地の使用を終了したときは、自己の責任及び負担において土地の原状回復を行い、乙に返却する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以降、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 30年 3月30日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
総務部長 宮川 尚人

別記様式（第3条関係）

緊急消防援助隊活動拠点要請書

年 月 日

トヨタ自動車株式会社  
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定第3条に基づき、下記のとおり土地利用を申請します。

記

要請日時	年 月 日 時 分	
要請内容	名称	使用用途
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
要請事由		
備 考		



### 4-3-3 災害発生時における災害復旧活動場所の使用及び情報連絡に関する協定

(防災課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社(以下「乙」という。)は、地震等により大規模な災害が蒲郡市内で発生した場合の災害対応について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内において、大規模な災害時に、乙が甲に対して行う協力要請並びに甲及び乙の情報連絡に関し、その内容及び手続きを定め、円滑な災害対応に資することを目的とする。

(災害復旧活動場所の使用)

第2条 甲は、乙の災害復旧活動場所として次の用地の使用について協力するものとする。

- (1) 名称 蒲郡市公園グラウンド
- (2) 所在地 蒲郡市形原町桶沢27番地
- (3) 使用概要 復旧活動のための前進基地

(停電情報の提供)

第3条 乙は、蒲郡市内において災害等が発生し、広域的な停電が発生した場合に、乙が甲に提供すべきと判断した停電情報を速やかに提供するものとする。

2 甲は、乙から受領した停電情報をもとに市民等へ停電情報を提供できるものとする。

(情報連絡)

第4条 前条に定める停電情報の他、甲及び乙は災害時における情報連絡を行い、相互に提供された情報を自らの業務の遂行及び市民等からの問い合わせに活用できるものとする。ただし、個人情報保護法で定める個人情報に適用外とする。

(災害復旧活動場所の使用申請)

第5条 乙は、災害復旧活動場所が必要なときは、行政財産使用許可申請書(別記様式)により申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で甲の承諾を取り、その後速やかに行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第6条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、これに協力する。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

(用地の使用方法)

第7条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。

- 2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責務において設置する。
- 3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
- 4 施設使用後は、乙の責務において原状復旧を行う。

(使用料)

第8条 乙が第5条第1項に基づき、甲の用地を使用する場合は、乙の使用料は免除する。

(情報活用の制限)

第9条 取得した情報は、第4条で定めた範囲で活用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年4月3日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地  
中部電力株式会社岡崎営業所  
所長 川嶋 純一

#### 4-34 災害時における施設の使用に関する協定

(防災課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市農業協同組合(以下「乙」という。)とは、甲の災害時における救援隊等の活動基地、救援物資等の受入れ、配分及び輸送等の設定場所が使用不能等となった場合の代替施設(以下「代替施設」という。)として、甲が乙の所有する施設を一時的に使用貸借することについて次のとおり定める。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する総合集出荷場(所在地：蒲郡市神ノ郷町名取15番地)を代替施設として使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 甲は、代替施設を使用する必要がある場合は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭により申し出るものとする。

2 乙は前項の申出に、原則として承諾するものとする。ただし、特別の事情により代替施設の全部又は一部を甲に使用させることができない場合は、甲と代替施設の使用範囲等について協議するものとする。

(使用期間)

第3条 甲が代替施設を使用する期間は、乙から承諾を受けた日から14日以内とする。ただし、災害の状況等により使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(遵守事項)

第4条 甲は、使用期間中において代替施設を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

(損害賠償)

第5条 甲は、故意又は過失により代替施設に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天変地異等の不可抗力により代替施設が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(代替施設の返還)

第6条 甲は、第3条に定める代替施設の使用期間が満了した場合は、原状に復旧し、速やかに乙に返還するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 6月11日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市宮成町2番1号  
蒲郡市農業協同組合  
代表理事組合長 鈴木茂正

#### 4-35 蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、蒲郡市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合、被災地の速やかな自立や復興を進めるためのボランティア活動が円滑に行われるようセンターを開設し、これを運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(センターの開設及び運営)

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙に対しセンターの開設を要請し、乙はセンターの開設及び運営を行うものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンター（以下「現地センター」という。）の開設が必要と認めるときは、乙と協議の上、現地センターを開設し、乙はその運営を行うものとする。

3 センター及び現地センター（以下「センター等」という。）の閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(センターの開設場所)

第3条 センターの開設場所は、蒲郡市勤労福祉会館内とする。ただし、災害の状況等により開設が困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

2 現地センターは、甲乙協議の上、開設場所を決定するものとする。

(連携及び協力)

第4条 甲及び乙は、相互に連携し、及び協力し、センター等の開設及び運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センター等の業務)

第5条 センター等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災者ニーズ（ボランティアの派遣場所、人員数、内容等）の把握
- (2) ボランティアの受入れ及び登録
- (3) ボランティアコーディネーターの派遣要請
- (4) ボランティア派遣要請の受付
- (5) ボランティアの派遣
- (6) ボランティアの活動に資する情報（被災者ニーズ等）の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター等の活動に必要と認められる業務

(開設の通知)

第6条 甲は、第2条第1項及び第2項の規定に基づきセンター等の開設を決定したときは、災害ボランティアセンター開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で要請し、その後、速やかに要請書を乙に送付するものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、センター等の開設及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センター等の開設及び運営に関する必要な経費は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てることのできるものとする。

2 前項に掲げる経費のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議のう

え、甲乙の負担割合を決定する。

- 3 センター等の開設により破損した施設、設備及び器具の修理費は、甲の負担とする。
- 4 乙は、甲から経費の内訳について説明を求められたときは、これに応じなければならない。  
(損害賠償等)

第9条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った傷害に対する補償及びボランティアが第三者に与えた損害に対する賠償は、ボランティア保険により対応するものとする。

- 2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、乙は、特段の事情がある者を除き、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。
- 3 前項のボランティア保険の加入に係る経費については、ボランティアの自己負担とする。

(運営状況の報告)

第10条 甲は、乙にセンター等の運営状況について報告を求めることができる。

(平常時の支援協力)

第11条 甲は、乙に対して、災害時に備えたセンター等の機能整備に関する必要な支援を行うものとする。

- 2 甲と乙は、平常時から相互に協議し、及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係維持に努め、センター等の運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、センター等の開設及び運営を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、別に決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年9月5日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市神明町18番4号  
社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会  
会長 金原久雄

様式第1号

年 月 日

災害ボランティアセンター開設要請書

社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会 様

蒲 郡 市 長

蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書第2条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり開設を要請します。

要請担当者	所 属	
	職・氏名	
	連 絡 先	
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 ( ) 時 分
要請内容	開設日時	年 月 日 ( ) 時 分
	開設場所	
備 考		

## 4-36 災害時における物品調達等の協定書

(1) 株式会社大国屋 (観光商工課)  
蒲郡市 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物品
- (2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市拾石町浅岡47番地1  
(名称) 株式会社大国屋  
代表者 取締役社長 牧 信 男

別 表 (調達要請物品一覧表)

主 食	即席麺類
副 食	缶詰 (魚肉・フルーツ)・干乾物 (焼きのり・しいたけ)
調味料	味噌・醤油・ソース・マヨネーズ

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市拾石町浅岡47番地1 (氏名) 株式会社 大 国 屋 (代表者) 取締役社長 牧 信 男 TEL 0533-68-3158 FAX 0533-67-3727



(2) 蒲郡ガス株式会社 (観光商工課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡ガス株式会社(以下「乙」という。)との間において、災害時に必要な物品(以下「物品」という。)の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市浜町31番地  
(名称) 蒲郡ガス株式会社  
代表者 代表取締役 森 明

別 表 (調達要請物品一覧表)

燃料等	L P ガス・L P ガス器具・携帯ガスコンロ等
-----	--------------------------

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市浜町31番地 (氏名) 蒲郡ガス株式会社 (代表者) 森 明 TEL 0533-68-7121 FAX 0533-67-7197

(3) 株式会社オーベン (観光商工課)  
蒲郡市 (以下「甲」という。) と株式会社オーベン (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市竹谷町迫76番地の1  
(名称) 株式会社オーベン  
代表者 代表取締役 小林 みさ子

別 表 (調達要請物品一覧表)

主 食	パン・即席麺類
飲料水	
日用品等	紙コップ・ビニールゴミ袋

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市竹谷町迫76番地の1 (氏名) 株式会社 オーベン (代表者) 代表取締役 小林 みさ子 TEL 0533-68-0172 FAX 0533-68-0177

(4) 蒲郡市農業協同組合 (観光商工課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物品
- (2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 (住所) 蒲郡市上本町2番25号  
(名称) 蒲郡市農業協同組合  
代表者 代表理事組合長 杉 浦 宗 男

別 表 (調達要請物品一覧表)

主食	パン・即席麺類・おにぎり
副食	漬物・梅干・つくだに・缶詰・卵・肉類・鮮魚・干乾物・練製品
調味料	味噌・醤油・塩・砂糖・ソース・マヨネーズ
日用品等	雨具・ビニールシート・生理用品・石鹼・洗剤・ちり紙・ハシ・ 紙コップ・ビニール袋・マッチ・ライター・乾電池・ローソク・軍手
燃料等	L Pガス・L Pガス器具・ガソリン・灯油・軽油・重油・灯油缶・ 給油ポンプ

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市上本町2番25号 (氏名) 蒲郡市農業協同組合 (代表者) 総務部 総務課 TEL 0533-68-6631 FAX 0533-68-7927

(5) 蒲郡石油業協同組合 (観光商工課)

蒲郡市 (以下「甲」という。) と蒲郡石油業協同組合 (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物品
- (2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 (住所) 蒲郡市港町13番1号  
(名称) 蒲郡石油業協同組合  
代表者 理事長 壁 谷 隆 道

別 表 (調達要請物品一覧表)

燃料等	LPガス・LPガス器具・ガソリン・灯油・軽油・重油・灯油缶・ 給油ポンプ・携帯ガスコンロ等
-----	--

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市港町13番1号 (氏名) 蒲郡石油業協同組合 (代表者) 理事長 壁 谷 隆 道 TEL 0533-68-7171 FAX 0533-68-0339



(6) ミシマパン株式会社 (観光商工課)

蒲郡市 (以下「甲」という。) とミシマパン株式会社 (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物品
- (2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 (住所) 蒲郡市港町20番12号  
(名称) ミシマパン株式会社  
代表者 代表取締役 鈴木 修 身

別 表 (調達要請物品一覧表)

主 食	パン (食パン・菓子パン)
-----	---------------

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市港町20番12号 (氏名) ミシマパン株式会社 (代表者) 代表取締役 鈴木修身 TEL 0533-69-2955 FAX 0533-68-3301

(7) 蒲郡市漁業振興協議会 (観光商工課)  
蒲郡市 (以下「甲」という。) と蒲郡市漁業振興協議会 (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物品
- (2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年12月11日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年12月11日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 (住所) 蒲郡市西浦町前浜6番地  
(名称) 蒲郡市漁業振興協議会  
代表者 会長 半 田 一

別 表 (調達要請物品一覧表)

副 食	鮮魚・塩乾物・冷凍魚
-----	------------

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市西浦町前浜6番地 (氏名) 蒲郡市漁業振興協議会 (代表者) 会 長 半 田 一 TEL 0533-57-6155 FAX 0533-57-1946

(8) 株式会社カインズ (観光商工課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と、株式会社カインズ(以下「乙」という。)とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1)日用品等の生活必需品

(2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第6条 生活物資の引渡場所は、甲の指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年4月16日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

代表者 蒲郡市長 稲 葉 正 吉

乙 群馬県高崎市高関町380

株式会社カインズ

代表取締役社長 土 屋 裕 雅

(9) NPO 法人 コメリ災害対策センター (観光商工課)  
蒲郡市 (以下「甲」という。) と NPO 法人コメリ災害対策センター (以下「乙」という。) は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。) において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知

しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月25日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
トイレ関係等	救急ミニトイレ



#### 4-37 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(防災課)

(趣旨)

第1条 蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県LPGガス協会東三河支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害救助法が適用されない場合にあっても、液化石油ガス等の供給について、甲が要請したときは、乙は液化石油ガス等を供給するものとする。

(要請手続)

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(保安に関する業務)

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成28年9月26日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 豊川市大橋町二丁目18番地  
愛知県LPガス協会東三河支部  
支部長 原田幹也

#### 4-38 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

(観光商工課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と、生活協同組合コープあいち(以下「乙」という。)は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、蒲郡市生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

2 甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合であっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲と協議のうえ、甲において実施する、地域住民への防災、減災を目的とした啓発活動や訓練などに協力して取り組むことができるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

(1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供

(2) 災害の地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力

(3) その他甲が必要と認める事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

(要請手続き等)

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

なお、乙は、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬支援を実施する。

(費用負担)

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲の災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成25年4月16日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月16日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地1  
生活協同組合コープあいち  
理事長 寺本康美

## 4-39 大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書

(観光商工課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部（以下「乙」という。）は、大規模災害時に乙の組合員が所有する宿泊施設及び所有地（以下「施設等」という。）を被災者の使用に供するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次の各号において施設等を使用することによって、被災者の避難生活、プライバシーの保護、円滑な生活再建に資することを目的とする。

- (1) 大規模災害による津波避難のための観光客及び近傍居住者等の収容
- (2) 指定避難所に収容できない被災者が多数発生した場合の収容
- (3) 指定避難所閉鎖後の仮設住宅への入居又は自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの間の収容  
(要請の内容)

第2条 津波避難のための観光客及び近傍居住者等が、施設等に避難してきた場合、乙は可能な限り施設等を一時避難場所として提供する。ただし収容期間は津波の危険性がなくなるまでの間とする。

- 2 甲は、災害救助法が適用される程度以上の大規模災害が発生し、甲の指定避難所に収容できない被災者が多数発生した場合、乙に対し、施設等を指定避難所と同様の環境で提供できるよう要請することができる。ただし収容期間は甲の要請日から指定避難所の閉鎖までとする。
- 3 甲は、指定避難所の閉鎖後に仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保ができない被災者のうち家族の状況、収入の状況その他の事情を考慮して、施設等に収容する者を選定し、乙に対し、施設等を提供するよう要請することができる。ただし収容期間は指定避難所の閉鎖後、仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保がされるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。
- 4 被災者を収容する場合の施設等の内容、期間、人数その他必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(要請の方法)

第3条 要請の方法は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(施設等の提供)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り施設等を提供するものとする。

- 2 乙は、施設等を提供する場合は、施設等に付随するトイレ、バス及び夜具の使用も合わせて行うものとする。

(被害状況の調査及び報告)

第5条 乙は、大規模災害が発生したとき、甲の要請に速やかに応じられるよう、施設等の被害状況を調査し、提供可能な施設等を甲に報告するものとする。

(収容者の報告)

第6条 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者について、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者に異動が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、被災者の収容のため乙が提供した施設等の使用に係る費用を負担する。

- 2 乙は、収容期間満了後、甲に費用を請求するものとする。

(食事の提供)

第8条 乙は、第2条第2項により収容した被災者のため食事の提供が可能な場合は、甲から適正な対価を得て、食事を提供できるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細目は、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

1 平成9年1月23日付けで甲と乙が締結した「大規模災害時の復旧過程における宿泊施設の一時使用に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年 3月 7日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲 葉 正 吉

乙 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部  
支部長 杉 山 和 弘

## 大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する実施細目

「大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書」に基づく実施細目は、次のとおりとする。

- 1 甲から乙への要請は、被災者受入れ依頼書（様式第1号）にて行うものとする。（協定書第3条関連）
- 2 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者について、被災者受入れ確認書（様式第2号）にて、甲に報告するものとする。（協定書第6条第1項関連）  
乙は第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者に異動が生じた場合は、収容者異動報告書（様式第3号）にて、甲に報告するものとする。（協定書第6条第2項関連）
- 3 災害者の状況判断基準  
災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を原則とする。
  - (1) 災害世帯の基準
    - ア 住居の被害程度は、住居の滅失した世帯、即ち全壊・全焼・流出等の世帯及び住居が半壊・半焼等著しく損傷した世帯
    - イ 飯場・下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
  - (2) 災害者の基準
    - ア 親族、知人等身を寄せる者がいない者、または親族、知人等身を寄せることが困難な者で、自宅の再建やアパート等の借上げが比較的短期に実現可能な者
    - イ その他市長が特に必要と認める者
- 4 添付様式等
  - (1) 被災者受入れ依頼書（様式第1号）
  - (2) 被災者受入れ確認書（様式第2号）
  - (3) 収容者異動報告書（様式第3号）
  - (4) 世帯別被災者名簿
  - (5) 協定に同意済のホテル・旅館一覧表

## 4-40 災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助及び情報の提供の協力に関する協定書

(農林水産課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助（以下「業務」という。）並びに災害情報の提供に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡市漁業振興協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において前条に規定する業務に関して船艇を必要とするときは、乙に対しその協力を要請することができる。

(要請手続)

第3条 甲は、船艇での協力業務の要請にあたっては、次に掲げる事項を文書（別表1）をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができるものとし、この場合には、甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- (1) 集結場所及び日時
- (2) 業務の内容
- (3) 要請を行った日時及び担当者名
- (4) その他必要と認める事項

(業務等の遂行)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し業務に従事するものとし、その遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、無線等により覚知した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(報告)

第5条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を文書（別表2）で甲に報告するものとする。

- (1) 船艇の種類及び船艇数
- (2) 従事者の氏名
- (3) 従事期間
- (4) 業務内容
- (5) その他

(経費の負担等)

第6条 乙が第4条第1項の規定に基づき業務の遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務報告後甲の認定を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、甲、乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、蒲郡市産業振興部農林水産課とし、連絡責任者は農林水産課長とする。

(職員の同乗)

第9条 甲は、必要に応じ船艇に職員を同乗させることができるものとする。

(船艇調査)

第10条 甲は、乙が業務の遂行に要する船艇の種類、艇数等の調査を必要に応じて実施するものとし、乙は、これに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲乙協議の上定めるものとする。



(適用日)

第12条 この協定は、平成9年3月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市長 鈴木 克昌  
連絡先 農林水産課  
電話 66-1124  
FAX 66-1188

乙 愛知県蒲郡市西浦町前浜6番地  
蒲郡市漁業振興協議会  
代表者 会長 半 田 一

## 4-4-1 災害支援協力に関する覚書

(防災課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡郵便局(以下「乙」という。)は、蒲郡市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と蒲郡市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、蒲郡市内に災害が発生した場合は、次の事項について相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供に関すること。
- (2) 乙及び蒲郡市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。
- (3) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供に関すること。
- (4) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (5) 避難所への臨時郵便差出箱の設置に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項に関すること。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加協力)

第5条 甲は、必要がある場合は乙に対し蒲郡市災害対策本部へ情報連絡員として幹部職員の参加要請をすることができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

第7条 乙及び蒲郡市内の郵便局は、甲の行う防災訓練等に参加協力するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては蒲郡市福祉課長(以下「福祉課長」という。)、乙においては蒲郡郵便局総務課長(以下「総務課長」という。)とし、甲は蒲郡市防災会議の構成員に、乙は蒲郡市内の郵便局に責任をもって連絡調整するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、福祉課長と総務課長が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成9年5月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲 郡 市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市港町16番18号  
蒲郡郵便局  
局 長 高 尾 宗 男

## 4-42 災害発生時における支援協定

(交通防犯課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡警備業協会(以下「乙」という。)は、大規模災害が発生した場合における災害復旧業務等に関する警備業務の要請手続等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・台風等により蒲郡市内で大規模な災害が発生した場合において、災害復旧業務を迅速かつ円滑に実施するため、甲の要請等により乙が従事する災害復旧の警備業務や乙の支援体制等を明らかにするとともに、防災訓練等を通じて甲、乙相互の協力体制を強化することを目的とする。

(業務内容)

第2条 甲が乙に要請する警備内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地、避難場所等における警戒警備業務
- (3) 災害情報の収集及び通報に関する業務
- (4) その他甲が要請する警備業務

(出動要請等)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し日時、場所、業務内容及び出動要請人員を示し、出動を要請するものとする。

なお、出動期間については、要請等に甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の出動要請があった場合は、その要請内容を警備業者に連絡するとともに、警備員の出動を依頼するものとする。

3 警備業者は、前項の依頼を受けて警備員を出動させるときは、警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項の警備員指導教育責任者資格者証若しくは警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第8条の合格証の交付を受けている者又は要請業務に関して専門的な知識及び技能を有し、かつ、警備業務の経験が3か月以上ある者を充てるものとする。

(業務の実施)

第4条 甲の要請により出動した警備員は、乙に所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに現場責任者、出動人員、出動者の氏名、出動時間等を甲に報告しなければならない。

(出動要請の解除等)

第5条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し速やかに文書等により出動要請の解除を連絡するものとする。

2 乙は、要請業務終了後、業務結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務の終了後甲と協議の上、当該業務に要した費用の支払いを甲に請求し、甲は30日以内に乙に支払うものとする。

(出動警備員の災害補償)

第7条 出動した警備員が要請業務の実施により災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 出動した警備員が要請業務の実施において、生じせしめた損害は当該要請業務を行った警備員の使用者たる警備業者の負担とするものとし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については甲の負担とする。

(出動可能人員表の備付け等)

第9条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとの出動可能人員数等を記載した表を甲に提出すると同時に、常時備え付けておかななければならない。

2 乙は、前項の表に変更が生じた場合は甲に提出しなければならない。

(報告)

第10条 乙は、災害復旧業務に従事できる警備員数、警備員の集合方法、業務分担等の支援体制の概要について、必要に応じて甲に報告するものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲の実施する防災訓練に積極的に参加し、支援体制の強化に努める。

(施行細則)

第12条 この協定の実施について、必要事項は甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成11年2月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通ずつ保管するものとする。

平成11年1月26日

(甲) 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木克昌

(乙) 蒲郡市神明町2番12号  
蒲郡警備業協会  
会長 佐々木 義 祐

## 災害対策警備業務実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡警備業協会（以下「乙」という。）との間において、平成11年1月26日に締結した「災害発生時における支援協定」（以下「協定」という。）に基づく業務を適正に実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

### (委託契約)

第2条 協定第2条の規定に基づき、要請業務に従事する警備業者（以下「契約業者」という。）は、前もって乙との間において警備業務の委託契約を締結するものとする。

### (教育訓練)

第3条 乙及び契約業務は、要請業務を適正に実施するため、甲が実施する防災訓練等に参加協力するとともに、平素から必要な教育訓練に努めるものとする。

### (災害対策本部の開設)

第4条 乙は、協定第3条の規定に基づき、甲から警備員の出動要請があった時又は出動要請があると予想される時は、乙の事務局所在地に乙の会長を本部長とする蒲郡警備業協会災害対策本部（以下「災対本部」という。）を開設する。

2 災対本部長は、災対本部運営上必要があると認めるときは、要員、資機材等の提供について契約業者に対し協力を求めることができる。

### (災害対策本部の業務)

第5条 災対本部の業務は乙の事務局において、次の事項について行う。

- (1) 甲からの出動要請の受理
- (2) 災対本部室の設置
- (3) 災対本部長の指示を受け、契約業者への出動要請
- (4) 災害情報の収集、伝達及び報告
- (5) 甲及びその他関係機関への報告及び連絡
- (6) 出動費用の甲への請求と契約業務への支給
- (7) その他災対本部において必要な事務

### (出動要請)

第6条 災対本部長は、甲から協定第3条の規定による出動要請を受けたときは、直ちに警備員出動要請受理簿（蒲警協用）（第1号様式）に所定事項を記入するとともに、速やかに契約業者に対し日時、場所、業務内容、出動人員及び出動期間を示して出動を要請するものとする。

2 出動要請を受けた契約業者は、その結果を「出動警備員配置状況表」（第2号様式）により配置完了まで2時間毎に災対本部長に報告するものとする。

### (出動警備員の留意事項)

第7条 出動した警備員は、警備方針及び自己の任務を確認して適正な警備業務の遂行に努めるほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 出動先に到着した活動単位の責任者は、所属会社の災害対策責任者に対し、現場到着時間を報告するとともに、甲に会社名、責任者名、出動人員及び到着時間を報告し、警備業務の具体的実施要領等について甲の指示を受けることとする。
- (2) 現場活動に当たっては、現場の甲の担当者と相互に連絡を密にして効果的な業務の遂行に努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、不必要な言動を慎み冷静沈着にして責任ある行動をとること。
- (4) 現場において紛争事案等が発生した場合は、現場の甲の担当者若しくは現場の警察官に通報しその指示のもと適切な措置をとるとともに、所属会社の災害対策責任者に報告すること。
- (5) 活動単位の責任者は、勤務終了後、警備日誌を作成して所属会社の災害対策責任者に報告すること。
- (6) 業務実施上知り得た機密事項を他へ漏らさないこと。

### (広域支援対策の整備等)

第8条 乙は、平素から甲及び他の警備業団体との連携強化に努め、協定により要請された出動警備員が確保できない時は、他の警備業団体に応援を求めることができるよう広域支援協定の締結など協力体制の整備に努めるものとする。

(細則)

第9条 協定に基づく業務の実施に関して、この規程に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

蒲 郡 警 備 業 協 会 会 員 名 簿

	会社名	役職名	代表者	所在地	連絡先
会長	東海警備安全保障株式会社	CEO	佐々木 義祐	〒443-0056 蒲郡市神明町2番 12号	TEL : 0533-67-3314 FAX : 0533-66-1000
監事	がましんビジネスサービス株式会社	代表取締役	小嶋 徳男	〒443-0043 蒲郡市元町5番8 号	TEL : 0533-68-1451 FAX : 0533-67-1191
	セコム株式会社	豊橋中央支社 支社長	橋之口 雄治	〒440-0888 豊橋市駅前大通2 -33-1 開発ビル	TEL : 0532-53-5261 FAX : 0532-56-2491
	総合警備保障株式会社	豊橋支社支社 長	宮崎 繁	〒440-0888 豊橋市駅前大通1 -27 豊橋第一ビル	TEL : 0532-54-3221 FAX : 0532-54-8816
	株式会社大道警備	代表取締役	神谷 利勉	〒441-8014 豊橋市花田二番町 83番地 甲貴ビル3F	TEL : 0532-33-6516 FAX : 0532-33-6517
	日本信託警備株式会社	取締 役	高松 稔	〒443-0056 蒲郡市神明町2番 12号	TEL : 0533-67-3158 FAX : 0533-67-1254

(順不同)

事務局 鳥居隆一、柴田ひろこ

住 所 〒443-0056 蒲郡市神明町2番12号 (東海警備グループ本部 内)

Tel : 0533-67-3314 Fax : 0533-66-1000



#### 4-43 災害時における応急復旧等の作業車両の確保に関する協力要請協定書

(財務課)

(1) 愛知海運株式会社蒲郡カンパニー（旧：蒲郡支店）

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知海運株式会社蒲郡支店（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(作業車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(1) 要請を行った日時及び担当者名

(2) 作業場所及び派遣期間

(3) 作業の内容

(4) 作業車両の種類及び台数

(5) 集結場所及び日時

(6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 従事した作業車両及び従事者氏名

(2) 従事日数及び作業場所

(3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(作業車両調査)

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市浜町14番地  
愛知海運株式会社蒲郡支店  
取締役支店長 安 藤 義

別表第1 (第3条関係)

作業車両の種類	台数 (最大台数)
H : 12.7m クレーン	1 台
H : 30m クレーン	1 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成25年6月3日付け「作業車両報告書」で別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数 (最大台数)
H : 17m クレーン	0 台

(2) 株式会社小田鐵工（旧：株式会社ファブ・テック）

（趣旨）

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が株式会社ファブ・テック（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

（作業車両の種類等）

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

（要請手続）

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 作業場所及び派遣期間
- (3) 作業の内容
- (4) 作業車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

（業務遂行）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

（報告）

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した作業車両及び従事者氏名
- (2) 従事日数及び作業場所
- (3) その他必要と認める事項

（経費の負担等）

第7条 乙が前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

（作業車両調査）

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（適用日）

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本署2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌
- 乙 蒲郡市浜町90番地  
株式会社ファブ・テック  
代表取締役 小 田 圭 二

別表第1（第3条関係）

作業車両の種類	台数（最大台数）
H：41m クレーン	1 台
H：30m クレーン	2 台
H：21m クレーン	1 台

別表第2（第9条関係）

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年2月22日付けで別表第1（第3条関係）を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数（最大台数）
H：30m クレーン	1 台

(3) 日本通運株式会社蒲郡支店  
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が日本通運株式会社蒲郡支店（以下「丙」という。）に協力を求めるにあたって、日本通運株式会社豊橋支店（以下「乙」という。）との間において必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、丙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(作業車両の種類等)

第3条 この協定において、丙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって丙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに丙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 作業場所及び派遣期間
- (3) 作業の内容
- (4) 作業車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

(報告)

第6条 丙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した作業車両及び従事者氏名
- (2) 従事日数及び作業場所
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとし、支払いは丙に対して行うものとする。

2 丙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前条の規定に基づき丙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・丙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(作業車両調査)

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、丙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 豊橋市駅前大通三丁目50番地  
日本通運株式会社豊橋支店  
支店長 平 博光

別表第1 (第3条関係)

作業車両の種類	台数 (最大台数)
50トン クレーン	2 台
80トン クレーン	1 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成18年5月22日付け「作業車両報告書」で別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数 (最大台数)
50トン クレーン	0 台
80トン クレーン	0 台

(4) 進英自動車工業株式会社

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が進英自動車工業株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(作業車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 作業場所及び派遣期間
- (3) 作業の内容
- (4) 作業車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した作業車両及び従事者氏名
- (2) 従事日数及び作業場所
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(作業車両調査)

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市栄町8番3号  
進英自動車工業株式会社  
代表取締役 神 田 晴 央

別表第1 (第3条関係)

作業車両の種類	台数 (最大台数)
H : 54m クレーン	2 台
H : 37m クレーン	4 台
H : 20m クレーン	3 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成26年12月1日付け「作業車両報告書」で別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数 (最大台数)
ラクター 25 t	3 台
ラクター 16 t	1 台
ラクター 65 t	1 台
ミニタクター	2 台
クローラ 50 t	0 台
クローラ 65 t	1 台



#### 4-4-4 災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両の確保に関する協力要請協定書

(財務課)

(1) 名鉄バス株式会社蒲郡管理所 (旧：名鉄バス東部株式会社蒲郡営業所)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両 (以下「輸送車両」という。)の確保に関して、蒲郡市 (以下「甲」という。)が名鉄バス東部株式会社蒲郡営業所 (以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣 (運転手付き)を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務 (以下「業務」という。)に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

- 2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力する

ものする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市拾石町前浜58番地13  
名鉄バス東部株式会社  
蒲郡営業所 所長 岡崎多喜夫

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
バス	2台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

(2) ホイテクノ物流株式会社  
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）がホイテクノ物流株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市拾石町東浜31番地16  
ホイテクノ物流株式会社  
取締役社長 平野 貞 雄

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	5台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年2月22日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	3台

(3) 蒲郡運送株式会社  
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡運送株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克 昌

乙 蒲郡市浜町94番地8  
蒲郡運送株式会社  
取締役社長 伊 藤 幸 夫

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	1台
小型トラック	2台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

(4) 日本通運株式会社蒲郡支店  
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が日本通運株式会社蒲郡支店（以下「丙」という。）に協力を求めるにあたって、日本通運株式会社豊橋支店（以下「乙」という。）との間において必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、丙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、丙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって丙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに丙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 丙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとし、支払いは丙に対して行うものとする。

2 丙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき丙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・丙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 丙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、丙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 豊橋市駅前大通三丁目50番地  
日本通運株式会社豊橋支店  
支店長 平 博光

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	3台
小型トラック	3台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年2月22日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	2台
小型トラック	1台



## 4-45 災害時における代替救助器具の確保に関する協力要請協定書

(財務課)

(1) 一般社団法人愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要なとする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が（社）愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするためのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっての要請手続きは行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めるときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の業務において、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

- 2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市拾石町塩浜71番地  
(社)愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部  
支部長 千賀充能

別表第1 (第3条関係)

工具の種類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
ポートパワー
金ノコ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年4月1日 一般社団法人へ名称変更

(2) 蒲郡石油業協同組合

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要とする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするときのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっては個々の要請手続は行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めるときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の貸出しにおいて、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市港町18番23号  
蒲郡石油業協同組合  
理事長 稲吉正稔

別表第1 (第3条関係)

工具の種類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

(3) 蒲郡市農業協同組合

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要なとする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡市農業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするときのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっては個々の要請手続は行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めるときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の貸出しにおいて、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

- 2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市宮成町2番1号  
蒲郡市農業協同組合  
代表理事組合長 羽田智

別表第1 (第3条関係)

工具の種類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

## 4-46 地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市の地域において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有効な情報伝達を可能とする地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協力体制を確立することを目的とする。

(地域社会貢献型自動販売機の設置に関する協力)

第2条 乙は、甲と協議し、地域社会貢献型自動販売機を設置する。

2 地域社会貢献型自動販売機は、災害情報を受信した際に、自動販売機本体から音を発するとともに災害情報を表示し、かつ、停電時においても、災害情報を受信することが可能で、表示できる機能を付加したものとする。

3 乙は、甲が実施する災害時の情報伝達が確実にできるよう、定期的な保守点検を行い、機能維持に努めるとともに、部品等に機能低下を認めた場合には、速やかに部品等を取り替えるなど、適正な維持管理を行うものとする。

(災害時における救援物資提供に関する協力)

第3条 乙は、市内で地震等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域社会貢献型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、甲から機内在庫以外の製品を要請された場合は、速やかに供給体制を整え、無償提供するものとする。

3 甲は前項の要請を行うときは、まず電話等で行い、後日速やかに救援物資提供要請書（別記様式）を提出するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲及び乙の一方又は双方から申し出のない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲と乙の代表者が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年8月4日

甲 蒲郡市  
蒲郡市長 金原 久雄

乙 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社  
取締役常務執行役員 営業本部長  
岡田 吉弘

#### 4-47 災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定

(都市計画課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡造園業協同組合(以下「乙」という。)の間に、地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策業務の協力が必要と認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項で、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

- (1) 公園、緑地及び道路等における被災樹木に関する応急対策業務
- (2) 被災した石垣等に関する応急対策業務
- (3) 仮設トイレの運搬及び組み立てに関する応急対策業務
- (4) その他甲が必要と認める業務

(要請の方法)

第3条 甲が、乙に対し協力を要請するときは、応急対策業務要請書(様式第1号、以下「要請書」という。)を乙に対して交付する方法により行うものとする。ただし緊急の場合は、電話等や直接乙の加入組合員(以下「組合員」という。)に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

(乙の措置)

第4条 乙が、要請を受けたときは、組合員に対して労力等の提供について指示し、積極的に応急対策業務を行うものとする。

(応急対策業務の報告)

第5条 乙は、要請された応急対策業務が完了したときは、応急対策業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(資機材等の報告)

第6条 乙は、組合員の連絡先等を記載した名簿及び組合員の所有する資機材一覧(様式第3号)を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、又は資機材等の現状について甲から求めがあったときは、遅滞なくその資料を甲に提出しなければならない。

(費用の負担)

第7条 乙が甲より要請された応急対策業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙又は組合員からの請求に基づいて支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも変更等申出がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(紛争の処理)

第9条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保管する。



平成21年1月21日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市神ノ郷町和合13番地  
蒲郡造園業協同組合  
理事長 木俣正明

様式第1号（第3条関係）

応急対策業務要請書

年 月 日

蒲郡造園業協同組合 様

蒲郡市長

災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

連絡責任者	課 係 氏名 電話 ー
連絡先	ア 組合 イ 組合員 電話 ー
応急対策業務を必要とする場所	
災害の状況	
応急対策業務の内容	
その他	

様式第2号（第5条関係）

応急対策業務報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

蒲郡造園業協同組合

災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

連絡者	ア 組合 イ 組合員 電話 ー
応急対策業務を必要とする場所	
災害の状況	
応急対策業務の内容	
応急対策業務に従事した人員 車両、資機材等	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

様式第3号（第6条関係）

組合員名及び所有資機材一覧

組合員名 (事業所名)	住 所	代表者名	緊急連絡先	所有資機材・数量

※所有資機材・数量はトラック、クレーン、パッカー車等の数量を記入してください。

## 4-48 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

(環境清掃課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、蒲郡市に影響を及ぼす地震、水害等の大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内における災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき(災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物)及び生活ごみ(災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ)をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
代表者 蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号  
第8フクマルビル5階  
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
代表者 会長 永井 良一

## 4-49 蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業に関する協定

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター（以下「乙」という）は、蒲郡市避難誘導街区案内板（以下「案内板」という）の設置及び維持管理事業（以下「本事業」という）に関する協定（以下「本協定」という）を下記のとおり締結する。

### 第1章 総則

(事業の目的)

第1条 本事業は、質の高い公共サービスをより少ない負担で住民に提供するという理念に基づき、公共事業へ民間資金並びに民間の経営能力及び技術能力を導入することにより本事業を行い、住民の福祉の向上及び安全・安心の促進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 甲は、乙の所有する案内板を無償で借り受けて甲の設備として設置するものとする。

2 甲は、本事業を乙に委託するものとする。

3 乙は、甲乙が協議の上決定した設置場所に案内板を設置する。

4 乙は、第15条の規定に基づき、案内板に広告を表示し、その広告料収入を本事業に活用することができる。設置済み案内板を活用する場合においても同様とする。

5 前項の広告に関する募集及びその広告料の收受等は、乙が行うものとする。

6 案内板は、地域住民及び来訪者の災害対策及び住民生活の利便を図ることに加え、近隣の住民及び市外からの来訪者の利便を考慮し、甲の施策・施設等の地図上の情報を掲載することにより、分かり易く歩き易い案内表示にするため、次に掲げる内容を掲載するものとする。

(1) 地図表記による街区案内

(2) 主な公共施設及び主要施設の案内

(3) 地震及び津波等の災害対策としての防災関連施設等の案内

(4) 土地の不案内な来訪者への周辺案内

(設置数)

第3条 本事業における案内板の設置予定基数は、最大20基とする。

2 前項の設置予定基数を超えて案内板の設置を行う場合は、甲乙で協議の上、別途覚書等によりこれを決定し、甲がその設置費用の一部を負担するものとする。

(費用分担)

第4条 本事業における案内板の設置等に係る費用は、原則として乙が負担する。但し、本事業の運営上甲の都合により生じた場合の費用は、甲が負担する。

2 甲乙いずれの責にも因らない場合に生じた費用は、甲乙が誠意をもって協議した上で、甲乙それぞれの負担割合を決定するものとする。但し、案内板の整備並びに運営に関する資金の調達は、乙の責任において行うものとする。

(乙から第三者への事業の委託)

第5条 乙は、次に掲げる乙が実施すべき業務を、乙の責任において第三者である法人又は個人（以下「業者等」という）に委託することができる。

(1) 協賛者（第18条の規定により案内板に広告を掲載する広告主をいう。以下同じ）の募集業務、協賛者の管理業務及びこれらに付随する一切の業務

(2) 案内板の整備

(3) 第14条に定める維持管理業務

(4) 第17条に定める損害保険契約への加入及び保険料の支払

2 乙は前項に定める業務を委託する場合には、事前に甲に書面をもって届け出るものとし、受託者を他の者に変更する場合についても、同様とする。

3 受託者が破綻した場合は、乙は速やかに代替者の選定を行い、かつ、委託業務に係る債務を乙が連

帯保証し、事業遂行の安定に努めるものとする。

(甲の協力義務)

第6条 甲は、甲が負担すべき費用が生じない範囲で、次に掲げる事項についての協力を行うものとする。

(1) 乙が、民間活力導入型公共事業において考慮されるべき税制上の優遇措置、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に規定する法制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等が受けられるようにするための次に掲げる支援及び協力

ア 本事業に係る財務面の把握及び理解

イ 案内板の形状、材質、大きさ、色彩、表示面積、コンテンツ、協賛者表示などに関し案内板の設置目的を損なわない範囲での手続に関する協力

(2) 案内板の媒体としての価値を高めるための協力

ア 広報誌紙上及び甲ホームページ等における本事業についての告知

イ 広報誌紙上及び甲ホームページ等における協賛者の募集の告知

ウ 案内板を新規設置する場合において、協賛者の募集が容易となるような設置場所の提供

エ 案内板周辺の美化、違法行為(無許可設置物・いたずら書き・貼り紙・貼り札等)の取締り及び案内板の確認を行い、案内板の正常な機能及び周囲の景観を損なう状態(以下「不適合状態」という)が認められた場合の乙への連絡

(3) 本事業の安定化のため協賛者募集活動に関する協力

ア 案内板地図面内への当該案内板広告主名の表示

イ 甲及び乙の協議により定める公益的な業種に属する店舗名等の案内板地図面内への表示

(甲の調査等)

第7条 甲は、乙の本事業の執行状況を定期又は随時に調査するものとする。その際、乙の業務不履行が確認された場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 甲は、乙に事業改善に関する措置を勧告し、改善計画書を提出させる。

(2) 前号の改善計画書に従った改善措置が認められないと甲が判断した場合、甲は第4条に定める負担金の支払いがある場合、これを停止することができる。

2 乙は、毎事業年度経過後3か月以内に監査済みの当該事業年度に係る事業貸借対照表等の財務書類並びに事業実績に関する書類を自己の費用で作成し、甲に提出するものとし、甲は、これらの書類を公開することができる。

3 甲は、案内板に掲示された広告が、第18条第2項及び第19条第2項に定める内容に反していると認める場合は、乙に掲示の停止を求めることができるものとし、乙がこれに従わないときは、甲は、これを除却し、又は乙に除去させることができる。

4 乙は、前項に定める措置に対し異議を申し立てないものとする。

5 第3項に定める措置により協賛者が被った損害については、乙の責任において解決するものとする。

## 第2章 設計、製造及び設置

(設計)

第8条 乙は、甲と協議の上、案内板の設計を行うものとする。

2 乙が本事業の執行期間の途中で設計を変更する場合は、事前に甲と協議を行った上で新しい設計を決定するものとする。

(仕様)

第9条 案内板の仕様は、道路交通法(昭和35年法律第105号)、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)、「協賛者広告付き公共広告物」の設置に関する取扱いについて(通知)(平成25年3月6日24公緑第512号)、蒲郡市広告掲載要綱及びその他関係法令等に適合し、かつ、景観を損なうことのないものとする。

2 案内板の本体等主要となる部材は、本協定の締結期間内にわたり当初の品質が維持できることを前提に甲乙で協議したものを使用し、表示板その他に用いる部材については、機能面に配慮した材質のものを使用するものとする。



- 3 乙は、前2項に定めるもののほか、案内板の表示部の劣化を抑制するための対策を講ずるものとする。

(設置場所)

第10条 本事業における案内板の設置場所は、甲乙で協議の上選定し、関係機関と調整の上、交通、景観等に支障のない場所に設置するものとし、事業の採算性の確保及び案内板の保全等を考慮し、選定に当たるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず設置済み案内板を撤去し、設置する場合には、原則として、設置済み案内板が設置されていた位置を設置予定場所とする。

- 3 第1項の設置場所に関し、関係機関、近隣住民及び町会等との調整、設置に関する承諾の取得等が必要となる場合は、甲がこれを行うものとする。

- 4 乙は、案内板の設置について、地域住民の理解が得られない等、設置の目的を達成できないことが明らかな場合は速やかに案内板を撤去する。この場合において甲乙の協議により、甲は速やかに代替設置場所を選定し、乙は移設などの必要な措置を講ずるものとする。

(許認可、届出等)

第11条 甲は、本協定に基づき、案内板の設置に係る道路占用許可及び公共施設等の敷地の使用許可、屋外広告物許可等の申請又は届出を行うものとする。

- 2 乙は、甲が行う許可等の申請、各種届出、その他維持等に必要な資料の提出について協力するものとする。

- 3 案内板の設置に係る敷地が私有地等である場合は、その都度甲乙で協議し、賃貸借の手続等を行うものとする。

(設置)

第12条 案内板の設置に係る行為は、乙の責任において実施するものとする。

- 2 案内板の設置に必要な事項は、乙が書面により事前に甲に報告するものとする。

- 3 案内板の設置により生じたとみなされる損害は、乙の責任により速やかに修理し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前号に定める修理又は措置の状況について、乙は速やかに書面にて甲に報告するものとする。

(設置期間)

第13条 案内板の設置期間は、当該案内板の設置に係る道路占用許可又は公共施設等の敷地の使用許可の期間とする。但し、甲及び乙は第25条に定める事業期間内においては、同様の設置期間で更新の手続を行うことができる。

### 第3章 維持管理及び運営

(維持管理)

第14条 乙は、定期又は随時に巡回を行い、案内板の状態を点検し、把握し、及び正常な機能維持に努め、案内板の不適合状態が認められた場合は、直ちに正常な状態に復する措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、案内板に対して年間2回程度、定期の維持管理業務を行うものとする。この場合において、定期の維持管理業務とは、貼り紙、汚れ、錆、いたずら書き等案内板の不適合状態を解消するための清掃、ボルトのゆるみ検査等の業務をいう。

- 3 乙は、案内板の表示面について、劣化等により補修が必要とされる場合は、甲の要請に応じて一部又は全部の面の張り替えを行うものとする。

- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、事故等不測の事態により案内板が損傷した場合、速やかに地域住民、通行人等に対する安全措置を講じた上で、原状に復する等必要な措置を講ずる。

- 5 破損、腐食等により安全性や案内板としての機能が著しく低下したものは、乙の責任において速やかに新品又は良品と交換するものとする。この場合において、乙は第17条に定める損害保険等への加入等により、事故等への対応を万全なものにするように配慮するものとする。

- 6 甲は、甲の施設の新設、廃止、名称変更等の理由で案内図の表示内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに乙に通知し、乙は、速やかに表示内容を変更するものとする。

- 7 案内板を移設もしくは撤去等する必要がある場合、原則として原因者が当該費用を負担するもの

とする。

(連絡)

第15条 甲及び乙は、相互に緊密な連絡体制を確保し、表示内容の改正等に関して案内板の設置の目的を達成するため努力するものとする。

2 乙は案内板の交換又は補修を行う場合、その場所、方法、期間等必要な事項について全て書面をもって甲に連絡し、甲の了承を得た後に実施するものとする。

3 乙は前条第4項の定めに基づく危険排除のための緊急的措置については、措置を講じた後に速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(第三者に対する損害)

第16条 乙が案内板の維持管理業務により第三者に損害を及ぼしたときは、乙が、その損害を賠償するものとする。

(損害保険)

第17条 乙は、本事業により設置する案内板に関して、乙の負担において次に掲げる内容の損害保険に加入するものとする。

(1) 保険の種類・・・案内板総合保険「包括一括付保方式」

(2) 物損害担保条項・・・案内板の損害のオールリスク（自然消耗・劣化・さび・核燃料物質による損害は免責）

(3) 施設賠償責任担保条項・・・案内板の所有、使用又は管理に基づき、案内板の構造上の不備に起因して、他人の身体に傷害を負わせた場合又は他人の財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害賠償

(4) 被災者傷害見舞費用・・・案内板の所有、使用又は管理に基づき、第三者が傷害を被った場合のお見舞い費用（法律上損害賠償責任が発生しない場合）

(5) 補償額（最高限度）

物損害 40万円

賠償責任 対人 5億円 対物 5,000万円

被災者傷害見舞費用（法律上損害賠償責任が発生しない場合）

死亡見舞費用 1名につき 50万円

後遺障害見舞費用 1名につき 最大50万円

入院見舞費用 3万円から10万円

通院見舞費用 2万円から5万円

2 乙は、前項に定める担保条項を乙の責任において随時変更できる。この場合において、書面をもって甲に報告するものとする。

3 乙は、保険適用の可能性が少ないと判断した場合は、当該案内板に関して、損害保険に加入しないことができるものとする。但し、損害保険に加入しなかった案内板に係る事故や損害については、乙は、第1項第5号に定める補償額と同等の額を補償するものとする。

(協賛者)

第18条 協賛者は、案内板に広告を掲出することができる。

2 協賛者は、甲による健全な街づくりの趣旨を認識し、当該広告の内容については、その役割に資するものとする。

3 協賛者の名称等を掲出するための表示部の大きさは、適用法令及び関係各官庁の定めるところに適合するものであることとする。

(協賛者募集及び広告料)

第19条 協賛者の募集は乙の責任において行うものとし、甲に何ら影響を及ぼさないように配慮するものとする。

2 広告料については、その全額を乙の収入とする。

3 経済事情等により協賛者の募集が計画通りに遂行しない場合においても、乙は、その責任において本事業を遂行するものとする。

(維持管理業務の委託)

第20条 乙は、第14条に掲げる維持管理業務を第5条の定めによりその一部又は全部を委託した業者等（以下「受託者」という）が当該委託された業務を当該受託者以外の業者等に委託する場合には、甲乙で協議の上、行うものとする。

2 乙は、前項の規定により維持管理業務等を当該受託者が委託する業者等（以下「再受託者」という）を選任するにあたり、当該地域に活動基盤を置く企業、個人又はシルバー人材センター等を選ぶよう努める。但し、業務開始直後においては、本事業の目的を十分に理解した企業であれば、当該地域に活動基盤のない企業であっても委託することができるものとする。

3 前項の定めにより受託者から委託された契約の内容は、第14条の規定に準じ、かつ、次に掲げるとおりとする。

(1) 再受託者は、案内板が損傷した場合、速やかに現地へ出向き必要な措置を講じ、その結果を受託者に報告し、これを受けた受託者は書面で乙に報告する。乙は、その顛末を書面をもって甲へ報告する。

(2) 案内板を損傷した者については、その状況及び身元を確認し、甲に連絡し、対処する。

(3) 前2号に係る処理のほか、甲及び乙が必要と認める場合には、その都度処理を行う。

(軽微な変更)

第21条 乙は、案内板の修繕及び表示内容の変更を行う場合においては、あらかじめ甲に連絡し、その承諾を受けるものとする。但し、案内板へのいたずら等に対する修理、復旧、維持管理及び協賛者の表示部の取り換え作業等を行い、又は、案内板の一部に対する軽微な変更を行う場合については、この限りではない。

2 乙は、前項但し書の定める作業を完了したときは速やかに甲へ書面をもってその旨報告するものとする。

(問い合わせへの対応)

第22条 甲は、本事業に関する乙の活動内容について、地域住民等から寄せられた問い合わせ又は質問があったときは、本事業の目的を伝えるとともに、速やかに乙に連絡するものとし、甲が本事業の説明を必要と判断した場合は乙の責任において地域住民等への本事業の説明を行うものとする。

2 前項の問い合わせ又は質問の内容が誹謗中傷であり、かつ、連絡先等を明らかにせず、連絡することが困難又は不可能な場合は、前項の定めを適用しないものとする。

3 地域住民等から案内板について要望や意見が寄せられた場合は、甲乙が協議を行い、実現可能なものについては、乙は2週間以内に対策及び措置の内容を書面により甲に提出し、甲の承諾の上、対策及び措置を講ずるものとする。

(啓発活動及び事業効果調査)

第23条 乙は、案内板に乙の連絡先を表示するものとする。

2 乙は、案内板の設置をした後、乙の責任において本事業の効果を調査し、有効に事業効果が現れるよう必要な対策を講ずるものとする。

3 甲は、必要に応じて適宜乙の行う調査に協力するものとする。

(案内板の使用・所有権)

第24条 甲は、案内板を使用する権利を有するものとする。

2 案内板の所有権は、乙に帰属するものとする。但し、乙が本事業に係る整備資金等の調達を行う際、一定期間において受託者、金融機関及びリース会社等に所有権の移転をする必要があるときはこの限りではない。

#### 第4章 協定期間及び協定の解約

(事業期間)

第25条 本事業の事業期間は、本協定の締結日から平成45年3月31日までとする。

2 前項の事業期間の終了をもって、乙は案内板を撤去し、原状回復するものとする。

3 前二項の規定に関わらず、甲乙いずれかに事業期間延長の意思がある場合は、原則として事業期間満了の1カ月前までにその旨申し出るものとし、甲乙協議のうえ、事業期間を更新することができるものとする。

(協定の解約)

第26条 甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、一定期間を定め催告の上、なお状態が改善されない場合は、本協定を解約することができるものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本事業を遂行することができないと認められる場合
- (2) 乙が、関係法令の規定及び甲の指示等に従わない等、協定当事者として不適格と判断される場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分等の破綻と認められる事態となった場合

2 前項により本協定を解約した場合においても、甲は、乙と受託者又は再受託者との間で締結されている契約がある場合には、当該契約期間内においては協賛者の募集業務の実施を妨げないものとする。

3 第1項の定めにより本協定を解約した場合は、第24条の規定に関わらず、案内板の所有権は、無償で甲に帰属するものとする。ただし、この場合に既に発生している乙の第三者に対する債権債務は移転しない。

4 第1項の定めにより本協定を解約した場合は、その時点で有効である受託者及び協賛者、又は再受託者及び協賛者との間で締結された広告掲載契約等に基づき掲載されている広告について、甲は引き続きこれを掲載し、又は表示し、当該表示面の掲載契約期間が満了するまで、協賛者の利益を保護する義務を負うものとする。

第5章 その他

(契約上の地位の譲渡)

第27条 甲及び乙は、本協定で定める場合を除き、事前の承認なしに本協定上の地位及び権利義務を譲渡し、もしくは担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 甲及び乙は、合理的な理由なく、受託者との契約に係る承認を留保又は遅延しないものとする。

(機密保持)

第28条 甲及び乙は、本事業の実施により知り得た秘密を本事業の遂行以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならないものとする。但し、法令等の定めに基づき開示する場合を除く。

2 前項の規定は、本協定が満了し、又は解約された後においても同様とする。

(協 議)

第29条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関し、疑義が生じた場合には甲乙で誠実に協議し、決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月1日

(甲) 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

(乙) 東京都千代田区九段南三丁目4番14号 ナカノ九段南ビル  
特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター  
理事長 田中弘昭

## 4-50 海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板に関する協定

(防災課)

蒲郡市(以下甲という。)と中電興業株式会社(以下乙という。)並びにテルウェル西日本株式会社(以下丙という。)は、蒲郡市内における「海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板」(以下看板という。)の掲出について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内に看板を掲出することにより、市民に対し、掲出場所の海拔または災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板(巻き付け・突き出し)に、掲出場所の海拔または災害時の避難場所と民間企業などの広告とを併せて記載するものをいう。
- (2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社並びにNTT西日本株式会社が所有する電柱をいう。

(避難場所等の情報提供)

第3条 甲は、看板掲出のために必要な海拔、避難場所等の情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

(乙及び丙の業務)

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 提出された看板の維持管理、及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況について、原則として毎年4月1日現在、及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

なお、修正費用の負担については、甲・広告主とその都度協議する。

(看板の仕様・掲出)

第5条 看板の仕様・掲出については、甲乙丙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情及び河川・道路等の状況により、これにより難しい場合は、甲の判断に委ねるものとする。

(経費等)

第6条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費は、乙及び丙並びに広告主が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年12月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 岡崎市中田町2-18  
中電興業株式会社 岡崎支社  
岡崎営業所長 本田 良樹
- 丙 名古屋市中区松原3-13-15  
テルウェル西日本株式会社  
取締役東海支店長 熊崎 孝雄

## 4-5-1 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

(建築住宅課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡電気工事業協同組合(以下「乙」という。)は、蒲郡市内にて地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における電気設備の応急復旧(以下「応急復旧」という。)を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害が発生し、応急復旧の必要がある場合には、乙に対して応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後日文書を速やかに乙に提出するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の応援内容
- (4) 必要な資機材および人員
- (5) 応援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他応援に関して参考となる事項

3 乙は、甲より前項の規定により要請を受けたときは、他の業務に優先して速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、可能な限り甲に協力するものとする。

4 乙は、甲より前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。

(報告)

第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。

(費用負担)

第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援により生じた災害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(被災した他の自治体への応援)

第5条 被災した他の自治体から応急復旧の応援要請があり、甲が乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては蒲郡市総務部安全安心課長を、乙においては蒲郡電気工事業協同組合理事長をそれぞれ指名するものとする。

(情報の提供等)

第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市内災害直後の電気設備の損害、道路の陥没、公園施設内の倒木または断水等の被害状況について、乙の会員および所属員が現場を発見した場合は、甲へ情報提供するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに甲または乙のいずれからも文章をもって協定終了の意思表示をしない限りその効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成22年 5月17日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 金原久雄

乙 蒲郡市港町13番36号  
蒲郡電気工事業協同組合  
理事長 水藤哲男



## 4-52 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定

(防災課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社岡崎営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。

(2)「乙の託送供給区域」とは、蒲郡市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第132条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第132条の2および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

2 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 蒲郡市役所 総務部 防災課

(乙) 中部電力株式会社 岡崎営業所 配電運営課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

平成29年4月7日

甲 蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 中部電力株式会社岡崎営業所  
所長 川嶋 純一

### 4-53 災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と共同メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（以下「マルチコプター」という。）の優先した協力について協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内に生じた被害状況の把握について、災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とし、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害が発生した場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請手続)

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(安全管理)

第4条 マルチコプターの飛行に必要な安全管理に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第3条第1項の要請による協力を実施したときの費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成29年10月 1日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市拾石町前田13番地  
共同メンテナンス株式会社  
代表取締役 坂部 傑

#### 4-54 災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は災害時において、甲の協力要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(緊急時の協力要請)

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を支援要請することができる。ただし、要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で支援協力を要請し、その後、速やかに要請書を乙に送付するものとする

2 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機、資機材等を調達し、当該要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

(業務の実施範囲)

第3条 本業務の実施範囲は、蒲郡市内及び蒲郡市長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

(業務の内容)

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像、画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導又は連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

(報告)

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第6条 本業務の実施に伴い撮影した映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第1項の要請による支援協力を実施したときの費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙は、本協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、本業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。本業務終了後もまた同様とする。

(損害賠償)

第10条 本協定に基づき実施した本業務に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、甲及び乙はその事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までにいずれからも申し出がないときは、本協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 愛知県小牧市古雅4丁目15番地5  
株式会社D S A  
代表取締役 梅原 丈嗣

## 4-55 災害時の放送に関する協定書

(秘書広報課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策を実施する上で必要がある場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、三河湾ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で必要な場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手續)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定し放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 協定の有効期間満了前1ヶ月以内に、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときはその期間を更に期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成26年4月28日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 蒲郡市宮成町3番10号  
三河湾ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 多和田 博

## 4-56 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、蒲郡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、蒲郡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、別途定める「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目（以下「細目」という。）により住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに細目に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。



のとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別途定めるZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

- 第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年8月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

- 第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年8月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉正吉

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号  
株式会社ゼンリン中部エリア統括部  
統括部長 荒木康博

## 4-57 災害時における隊友会の協力に関する協定書

(防災課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会豊川支部会（以下「乙」という。）とは、蒲郡市において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあると甲が認める場合（以下「災害時」という。）において、乙が社会貢献活動の一環として行う活動（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の協力に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、乙の協力とは、次に掲げる活動を乙が可能な範囲で行うことをいう。

- (1) 乙の会員の存在する地域における被災状況その他の災害に関連する情報を収集し、当該情報を甲に情報提供すること。
- (2) 甲が応急対策業務として行う給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫の補助を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務の補助を行うこと。

（協力の依頼）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に乙の協力を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うものとし、甲は、当該緊急が止んだときは、遅滞なく、文書により前項の依頼をする旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の協力が不要となったと認めるときは、文書によりその旨を乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、前条第1項の依頼を受けて活動する乙の会員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が乙の協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第6条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、第2条及び第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第7条 乙の会員は、この協力を実施するにあたり、乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

2 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（雑則）

第8条 甲及び乙は、常に災害時における連絡体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、乙の会員に当該会員が存在する地域の自主防災会が行う訓練に積極的参加するよう啓発するとともに、甲が実施する訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努める。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙の一方から特別の意思表示がないときは、有効期間満了から、更に1年間、この協定が更新されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年12月3日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
蒲郡市長 稲葉 正吉
  
- 乙 豊川市中央通1丁目8番1号  
公益社団法人隊友会  
愛知県隊友会豊川支部会  
溝口 龍之介